

Title	明治十八年・井上角五郎官吏侮辱事件(一) : 密書提出経緯と裁判経過を中心に
Sub Title	A case of contempt toward government officials by Kakugoro Inoue in 1885
Author	都倉, 武之(Tokura, Takeyuki)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2007
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.24, (2007.) ,p.107- 176
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集・慶應義塾創立百五十年・慶應義塾福沢研究センター開設二十 五年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20070000-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治十八年・井上角五郎官吏侮辱事件（一）

——密書提出経緯と裁判経過を中心に——

都 倉 武 之

一 はじめに

明治日本における最大の外交課題の一つ、朝鮮問題の政治過程を論じる際、その思想的背景を探る大きな研究課題として、この問題に対する福沢諭吉の立場を如何に理解すべきかという問題がある。そしてこの問題を理解する上で、注目すべき重要な事件が明治二十一年に井上角五郎が拘引された官吏侮辱裁判事件である。この事件は、福沢の生涯を最も詳細に伝える伝記『福沢諭吉伝』（石河幹明著、昭和七年）の第三十五編「朝鮮問題」において、「先生法廷に喚問せらる」と題する一節を用いて詳述され、『福翁自伝』でも言及されている。福沢邸が家宅搜索を受け、福沢が裁判所に召喚されて証人訊問を受け、朝鮮開化派との関係などについて厳しく追及されたと伝えられることから、福沢と朝鮮問題、とりわけ甲申事変との深い繋がりを示唆する事件とし

て理解されるに至っている。

この事件で入獄した井上角五郎（以下角五郎）は、甲申事変をまたぐ四年間、福沢の指揮下で朝鮮政府外衙門に出仕したとされる人物で、朝鮮問題と福沢の関係を現地で継続的に見ていた唯一の日本人であった。彼は本稿の主題とする裁判の際、朝鮮問題に関する自身と福沢の関係書類は処分してしまったため「何もない」と断言し、代わって多くの詳細な回想記を遺した。そのため、この事件を記すものとしては、角五郎の回想に基づいて編まれた『井上角五郎先生伝』（以下『角五郎伝』と略記。近藤吉雄著、昭和十八年）が第一に数えられ、事件を最も詳しく伝える信頼に足る資料と見る理解が一般的であった。⁽²⁾

本稿は、角五郎の回想に基づくこの事件の把握が事実と大きく異なること、そしてそのことが福沢の朝鮮問題関与の理解を大きく歪めていることを、二稿に分けて詳述するものである。

では、通説ともいえるべきこの事件の一般的把握はどのようなものであるかを確認しておきたい。⁽³⁾

事件は、角五郎が明治二十一年一月に、突如拘引されることから始まる。角五郎は、明治十七年の甲申事変に関与していたことを咎められ、それが福沢や後藤象二郎の指示による行動であったはずだと、事変の際用いていた暗号表などを証拠に追及されるが断固否定し、結局、明治十八年末に黒田清隆に提出した甲申事変の内情を記した書き付けをもって官吏侮辱罪に問われ有罪判決を受けた。裁判は、井上馨・伊藤博文の謀略であり、その目的は甲申事変を首謀し失敗させた自分達の責任を民間人（福沢諭吉・後藤象二郎）だけの責任に転嫁して、政府内の長州派の勢力強化を図ったものであり、そのために証拠書類に「福沢諭吉」という偽署名が書き加えられていたほどで、裁判は非公開、弁護も不十分な暗黒裁判であったが、角五郎は最後まで争い、憲法発布の特赦があることを耳にして大審院への上告を取り下げて入獄し、福沢は危うく難を逃れた。

これが事件の最大公約数的理解であるが、角五郎の個別の回想によって内容にかなりのゆれがあり、研究者の引用出典が異なると、内容も若干相違していることがあることに注意を要する。事件の実像が、右の理解とは一致しないことを把握していた研究も若干見られるが、事件の全体像は必ずしも十分知られておらず、今なお誤った理解が流布しているのである。

以下では、外務省記録中の「井上角五郎ノ挙動取調一件」（以下「挙動取調」と略記。外務省外交史料館蔵）を中心に、国立国会図書館憲政資料室の井上馨・陸奥宗光・三島通庸の各個人文書なども用いて、事件の経過をたどり、その全容を明らかにしたい。なお、この事件が従来語られてきたように「明治二十一年」に突如降つてわいたものではないことを示すために、敢えて題に「明治十八年」を冠した。未だ不十分な一試論に過ぎないが、大方のご叱正が得られれば幸いである。

二 井上角五郎の密書提出

（一）二通一組の「密書」

この事件は、明治十八年春、角五郎が朝鮮政府の高官に提出した「密書」が、朝鮮政府内に流布し、それが二年後に日本外務省に露見したことを原因とする。まずは、問題の「密書」を示すこととしたい。⁽⁴⁾この密書自体は伊藤博文編『秘書類纂』に収録されているため、比較的知られている。⁽⁵⁾密書は二通からなり、一つは「井上角五郎日記」と題され、もう一つは「福沢諭吉記事（別冊）」または「福沢諭吉手記」と題されている。後に裁判の証拠となる際、前者は甲号（写本）、後者は乙号（写本）、丙号（角五郎自筆）と称されることになる。

(甲号)

井上角五郎日記

乙酉四月

陽曆三月十七日、歸抵長崎、十八日復抵馬關、時有來電、吉田大輔促僕歸京者、故二十五日僕抵東京、時徐氏(修信使)退京之二日也、吉田大輔問僕以昨冬事變果是為竹添之手否、僕答然、且告曰、竹添氏素是一個書生、何有大志、使竹添氏為之者、或有其人云云、吉田氏大善僕言、其翌亦見外務卿井上氏、々有不滿之色、且詰以昨所告於吉田者、果出於真意否、僕答然、先是僕數見福沢先生、先生曰、僕曩袒護玉均泳孝、而是係憫其窮、然世人或有言僕助之、以企再拏矣、朝鮮人亦或為言、然僕意憫其窮、何問其人之善惡、唯玉均等真企再拏、即復不可袒護也、故去々月來、玉均等復不通僕云云、且曰、昨冬京城之變、成於竹添氏之手、而竹添氏實受令於外務卿者、其事跡如此、即出示以記事甚詳、訊在於別冊、又曰、民心大咎井上氏作此亂源、而井上氏不耐其苦、故作說曰、昨冬之變、實出於福沢氏教唆金玉均朴泳諸人云云、僕實使玉均泳孝知獨立之可貴、開化之可敷、而未曾有教唆其逆計也、其教唆之者井上氏而已、竹添氏而已、福沢先生告僕、大都如此、可見先生之心為公平、而僕實為久來之弟子、何以反此言以私井上氏哉、僕歷見我朝參議、亦數會名士、皆告以井上氏實為逆首、而吉田氏亦言之、故井上氏曾使大藏卿松方氏招僕、啗僕以官大藏省、而僕猶不肯、時有福沢先生使僕再來 貴國、以明示其變之實出於井上氏、蓋亦欲雪我冤而已、四月一日僕往橫濱、与友人数名、飲於富貴樓上、隣室有數四飲客、妓亦有數四、而多為朝鮮語、故僕問之於樓婢、曰金玉均朴泳孝等也、故僕通刺以求見、時有玉均來叙久闊、且問朝鮮近況、僕答平安云云、而終

為同飲矣、其後探求同人住处、聞云在於橫濱山手四十五番地、家屋擬西風而尤美門前表以金玉均之寓、朝鮮人合為一十五人、而朴金之兩人、与徐光範、徐載弼、辺燧、尤為首領云、同人等衣食皆仰之於副島種臣、而種臣實為同謀、井上伊藤及勝安房而已、金玉均朴泳孝所尊於英米獨蘭公使、又曾往遊於水戸、高崎、仙台、谷地云、

四月八日、金玉均与辺燧及小坂某（日本人）、自橫濱抵於神戸、見英領事丑秀頓、蓋有所約也、大和与神戸不甚遠、此地有博徒数千名、其長名云^{トクラ}、^{トクラ}家甚富、家產積至十萬円、而子女有五人、^{トクラ}曰、每子女遺二千円則足、故以九萬円奉事金玉均云、金玉均往見^{トクラ}、而為之价者、名為樽井某、實副島之食客也、

三月中有風説、云、金玉均余党一人婦至京城、以為間作、今聞之於仁港之人、果然矣、井上外務卿實為昨冬事變之倡首、日本人多知之、而金玉均同謀人亦咎井上氏未助金玉均以送婦、故外務卿實有所志、故与副島等同謀、以助金玉均云、又告於衆人曰、日本与支那共為撤兵、則可以得志於朝鮮也、何於今開衅於支那乎、

僕以四月十二日自東京至神戸、投宿海岸常盤舍、而聞金玉均投宿諏訪常盤舍之耳、日本少書記高平氏、亦与僕俱來此地、而同氏以四月二十日抵神戸、往見玉均、玉均曰、來月船便将潛行云、同氏曾告之於余矣、僕再來 貴国、而井上氏留之甚切、其意蓋欲使僕不告我政府之意於貴国也、又抵馬関之日、偶伊藤氏婦自天津、而氏抑留僕尤力矣、然福沢先生有所託、故再來貴国而已、

我国人民素欲開衅、而未有強為戰之意也、然今也井上氏先開端、而終不戰、故怒之甚、将有内乱、又薩藩士人多咎井上氏、而皆与福沢先生善、朝鮮若有使世人明知井上氏之心、則或庶幾於免禍也、

外務省内、有新聞檢査局、檢閱新聞原稿、故不能記如此事而已。

(乙号・丙号)

福沢諭吉記事別冊

昨年十二月京城之乱、其禍出於朝鮮之有逆徒、雖然日本人中亦有任其責者也、請試記其前後、以戒後日、亦豈無其効哉、

昨年五月德与法兩國密約成焉、法国大相厚理靈、曾用武於海外、而國內始得無難、故將大用武於支那、而唯畏德國窺其後、是以特遣密使於德國、与其大相比斯麥約、法国得利支那、則必分之德國矣、該時日本公使青木氏、亦在德國、而与法国密使會、故密使告以實、且使日本加盟此約、而日本亦肯之云、然日本亦肯之云者、青木氏報之於參議伊藤同井上兩氏、而兩氏私善之而已、日本 天皇及其臣民、實未聞知之也、

共謀者

陸奥宗光、

洪沢栄一、

岩崎弥次郎、

勝安房、

及在官武人

此時金玉均來在日本、擬將釀聚國債、有所經營、而日本人特有權勢者、多助其謀又米國人多与之、迨至七八月之交、金玉均歸在本國、而國債將得釀集於英國國都倫敦府矣、若果得之、則日本政府必苦其滋端、故數遏此謀、而終不能遏、故井上氏將私与其謀、以得同謀日本人之好意、而亦終不能与云、

昨年七八月已來、法国大攻支那、而支那連戰連敗、是以法国頗促日本使其力、然日本曾為密約者、伊藤井上兩氏独肯之而已、日本政府實未知之也、何以得使日本開隙支那哉、於是兩氏大苦矣、

日本有參議十數人、專國家事宜、而薩長兩藩、各出參議三四名、寔為參議中之有力者、互相為黨、以不容、故世人目為薩藩參議、亦為長藩參議云、薩藩參議、勢力出於長藩參議之上、而智謀不足、又長藩參議智謀出於薩藩參議之上、而勢力不足、是故雖不相容、而亦不相闕也、蓋薩藩參議雖大有勢力、而尚屈於長藩參議、以相權衡也、

伊藤井上兩氏、本係長藩參議、而尤有智謀、故數回獨擅國政、而未有功、然未曾棄其初志也、是以今、欲開釁於朝鮮、以內助金玉均同謀之日本人、外以応法國之密約、再遣日本公使竹添氏於朝鮮、訓之以助金玉均之意矣、

日本外務大輔吉田氏、薩藩士人也、一日仕進外務本省、見机上有「一故紙、手之以誦、係是外務卿井上氏、訓令朝鮮公使竹添氏者也、其訓令皆出於意外、故實之於井上氏、而井上氏如不知者、唯曰戲書而已、然見顏有赧色云、此時竹添氏已為渡航、不在本國、故吉田氏亦措而不問也、

昨年十月二十九日、竹添氏入來京城、日与金玉均朴泳孝相通者、皆人之所知也、亦不贅記、而特告衆人曰、日本与支那將大有事焉、竹添氏雖狂愚之學士、豈無故而發此言哉、當時在朝鮮之識者、皆訝其舉動、實係井上氏使之為然云、

同十二月四日、京城有變、以至六七日、竹添氏与日本兵何其狂暴乎、金玉均朴泳孝旧雖有謀、安至殺六大臣、而終殺之者、郵局之會、先刺閔泳翊以激成逆焰故也、閔泳翊為日本人之所刺、則可見竹添氏与金玉均相通、不甚淺而已、

然則昨年十二月之變、任其責者、非伊藤井上兩氏而果為誰乎、兩氏之所志、實得大成矣、

吉田大輔欲為外務卿故今盛論此事云

何則支那兵來攻大闕、而日本兵在於此処、可以開隙支那也、又金玉均等來奔日本、故可以助之、得其同謀日本人之好意也、雖然京城之變報、一來日本、而識者皆疑竹添氏之為、兼疑井上氏之為、是以井上氏請來朝鮮、力為和約、將大伸力支那、以內掩瑕瑾、以外收利得矣、而朝鮮實為和約矣、此時法國多有議大相者、厚理靈將失其政、而此人若失之、則五月之密約敗矣、日本復無用兵於支那之力而支那復不為日本之下也、伊藤井上兩氏、伝聞法國之報、大畏之、以為不問罪於支那、則人民必議政府、而政府中有知吾謀如吉田者、吾禍將不可測、又問罪於支那則支那頑然不聽、且詰日本以竹添氏之為、与郵局之暗刺、則吾謀復当明白、故進退維谷、伊藤氏自為支那行矣、

日本官民之所問罪於支那者甚多、曰撤兵也、曰償金也、曰謝罪也、而伊藤氏獨議撤兵、故吾國人民頗議之矣、且兩氏實為昨年之變也、人民皆明知之、又金玉均之同謀日本人、又曰兩國撤兵後、無不議井上氏者、是以兩氏之計策大屈矣、

更計利日本云々 然兩氏則是日本參議中尤有智謀者、將復有一策、為朝鮮者、豈可不畏哉、

「井上角五郎日記」は、明治十八年三月十七日から四月二十四日と推定される日までの角五郎の日記の体裁の漢文である。甲申事變の難を逃れて帰国した角五郎は、外務卿の随行で再び朝鮮に渡り、すぐに一時帰国するが、日記の日付はその帰国の期間に当たる。角五郎は漢文に堪能であったことが知られており、若干のハンゲル表記も角五郎がすでに二年以上朝鮮に滞在していることを考えれば、記すことに疑問がない程度のものである。また、朝鮮を「貴国」と呼んでいることから、朝鮮人に宛てたものであることが出来る。そ

の大意を簡条書きで示せば次のようになる。

・甲申事変は井上外務卿の指示に従って竹添進一郎公使が起こしたもので、角五郎が参議や政府の有力者に会うと、みな井上外務卿が事変の首謀者であると考えており、井上外務卿はそのことに不満であった。

・数回面会した福沢は次のようなことを話した。

①開化派亡命者の金玉均・朴泳孝らを保護するのはただ彼らの窮状を憐れむが故である。しかし彼らが再挙を企てるなら保護することは出来ず、二か月前に彼らは福沢の下から離れていった。

②事変は竹添の手によって起こされ、それは井上外務卿の密命に基づくものでありその次第を詳しく記したものがあると「記事」を示した。（それを漢訳したものが別冊である。）

③外務卿は、事変の首謀者であると咎める世論に耐えられず、福沢が事変実行を教唆したとの説を流した。しかし福沢は金玉均らに独立や開化の重要性を説いただけで、教唆したことなど無い。

・井上外務卿及び伊藤は角五郎を懐柔しようとしたがそれには応じず、福沢は自分の冤罪を晴らすべく再渡韓するよう角五郎に指示した。

・亡命者たちはその後横浜に住み、一部は神戸や大和のトクラ（土倉庄三郎か）を訪ね再挙を画策している。またそれを支援しているのは副島種臣らである。

・外務卿は日清開戦を強く否定したが、日本の世論は開戦支持である。

この「日記」に記されている井上外務卿や竹添公使に対する角五郎の認識は、後年の回想とも一致するが、福沢への言及は著しく齟齬するものであることに注意が必要である。

次に「福沢論吉記事」は、日記の中で福沢が甲申事変の真相だとして角五郎に示した「記事」を漢訳したも

のに該当する。その内容は、甲申事変の裏面で繰り広げられた日仏間の外交秘史を暴露する体裁となっており、次のような内容である。

前年（明治十七年）五月フランスのフェリー内閣は、清仏戦争に際し清国で獲得した権益は必ず分けると対独密約を交わし、当時の青木駐独公使は独断でこの密約への日本の参加を承諾、伊藤井上のみがこれを了解していた。清仏戦争で勝利を重ねていたフランスは日本の参戦を求めたが、伊藤井上は開戦理由が無いことに苦しみ、清国と朝鮮において開戦することを欲し、金玉均及び同謀の日本人を助けることとし、竹添に密命を与えて朝鮮に帰任させ、事変を起こさせた。しかし、その行為は大いに咎められたので、井上外務卿は自ら朝鮮に渡り漢城条約を締結したところ、間もなくフランスのフェリー内閣が倒れ、密約も失効したので、今度は伊藤が自ら天津条約締結に赴いた。

右の如く、福沢が記したとされているこの記事には、日仏密約説と、甲申事変の井上外務卿密命が展開されている。いずれも外交史研究上古くから可能性が指摘されていたことであり、甲申事変直後にもささやかれていた話である。しかし、今日では多くの研究蓄積の結果、否定する立場が通説となつて⁽⁶⁾いる。本稿もこの立場を前提とするものであり、この記事は、かかる説を信じた角五郎が記し、福沢の名を無断で冠したものと⁽⁷⁾する結論を導くことになる。ただし、少なくとも後者（外務卿密命説）については福沢も信じていたものかと思われ、開化派幹部の亡命者たちも信じていたものようである。

では、この二通一組の「密書」は、如何なる経緯で記されたものであろうか。以下では、角五郎がこれを提出するいきさつを明らかにしていきたい。

（二） 密書提出の経緯

角五郎が最初に朝鮮に渡るのは、慶應義塾卒業のち後藤象二郎の書生をしていた明治十五年十二月のことである。義塾における先輩であった牛場卓蔵が朝鮮政府に雇われ渡韓するとき、高橋正信とともに随員に加えられたものであった。⁽⁷⁾ 彼らの目的は、福沢のアイディアを基礎として、朝鮮の近代化を促すための様々な啓蒙活動を主導することであった。ところが、彼らを招いた朝鮮開化派（急進開化派）が、間もなく政府主流派から外れてしまったため、牛場らは朝鮮人留学生の育成から着手することとして日本に帰国する。しかし、角五郎は、新聞発行を企図して朝鮮に連れて行った新聞工とともに朝鮮にとどまり、穩健開化派（当時は事大党として把握された）と親交を結んで朝鮮政府統理通商事務衙門（外衙門）内の博文局に出仕、諸方面に奔走し、明治十六年十一月に朝鮮初の本格的な近代新聞『漢城旬報』の発刊を実現させている。

角五郎自身はこの時期の自分の役割を「〔福沢〕先生の御命令を奉じて犬馬の勞に任じた」というように回想し、もっぱら福沢の指示に従って行動していたように記している。⁽⁸⁾ 確かに、福沢との書簡のやりとりが数通確認でき、また福沢の主宰する『時事新報』に「通信員」として不定期に近況を寄稿するなど、連絡を取り合い、若干の金銭を得ていたと考えられる。しかし福沢が角五郎を、他の門下生の実業家や民権家とは区別して特別に扱って助言を与えていた形跡はなく、特別な資金も与えていなかったと見るべきである。福沢は、国内の民権家に対してそうであったように、経済的自立を抜きに政治活動に熱中することを好まず、角五郎に対しても書簡中で例を挙げながら朝鮮での経済的自立を強く促しているのである。⁽⁹⁾

その後角五郎は、十七年五月に帰国した。その原因は『漢城旬報』掲載の記事を清国から咎められて引責したためといわれるが、福沢は生活が維持できなかったことも理由に挙げており、むしろ後者の比重が重かった

のではなかったか。なぜなら帰国した角五郎は井上馨外務卿から資金提供（保護金）を受けて八月には再度朝鮮に渡っている。⁽¹¹⁾これは、清国との国際問題を生じた責任を取ったにしては余りに早い復帰ではないか。

角五郎は再び博文局出仕に復し、井上外務卿から保護金を受ける代わりに朝鮮政府の内情について知り得た情報を日本公使館に提供するようになる。⁽¹²⁾また、角五郎は金玉均・朴泳孝ら、急進開化派と交際していたものの、閔泳翊や金允植らの穏健開化派を含め、当時事大党と認識されていた人々とも親密であり、それ故に守旧的な勢力が占める朝鮮政府の中で、新聞発行も実現し得ていた。そのことから素直に考えるなら、事大党に対する急進開化派のクーデターである甲申事変に深く関与していたとは考えにくい。

福沢・井上外務卿・朝鮮政府・急進開化派、それぞれと角五郎のこの微妙な関係は、明治十七年十二月に甲申事変の影響で帰国した直後の行動にも明確に表れている。彼は、『時事新報』通信員として事変の発生を長崎から福沢に急報しているが、一方で直ちに井上外務卿の元に直行し、情報を提供している。⁽¹³⁾そして、朝鮮との談判に向かう外務卿に随行し、事大党にも通じた自らの人脈を生かして漢城条約妥結に一定の貢献をしたのである。⁽¹⁴⁾外務卿帰国後もそのまま朝鮮にとどまった角五郎は、金允植の導きによって事大党の占める朝鮮政府に再び出仕、同時に日本公使館への情報提供を再開している。⁽¹⁵⁾

ところが、十八年三月末に一時帰国した角五郎は、井上外務卿と衝突する。そのことを示すのが同年四月六日付の角五郎書簡である。年代推定や解釈について多くの議論がある書簡であるため、改めて全文を掲げると左の通りである。⁽¹⁶⁾

申上候。爾後数度参上仕候得共不得拜謁、依て以書面申上候。先般来吉田大輔へは一寸御話シ申置候通り、

私再渡韓の心組有之候。然ル処兼て閣下より多少の保護金被下候義御無沙汰にて出立候も如何と存候。然ルニ該金員は少額にて迎ても月々の入費ニ足り不申、附ては或ル筋外国人より随分沢山ニ保護致シ呉レ候もの有之ニ付き、閣下の保護は今後一切これを受けず、全く独立にて渡韓致度、左候ときは素より私の地位日本の利害ニつき思考致し難く、依て閣下へ御伺申上、一応これにて差支無之由承ハリ及び其後にて決定致度そんじ度々参上、今日も亦た罷出候ところ御不在の由ニ付き如此ニ候。私は両三日内当地出立、故郷福山ニ帰りそれより直ちニ渡韓のつもりニ付き、其前一度御面会被差許度、私住処は三田福沢論吉方ニ御座候。頓首。

四月六日

井上角五郎

外務卿 閣下⁽¹⁷⁾

自分は再度朝鮮に向かうつもりであるが、従来外務卿から貰っていた「保護金」がご無沙汰であり、しかも少額で足りない。すでに「或ル筋外国人」からかなりの保護金の申し出があり、今後それを受けることとしたので、日本の利害のために活動することはできなくなる、と交際の打ち切りを宣言する捨て台詞のような書簡である。角五郎はこれ以前の面会で外務卿に激しい言葉を吐き、それ故、外務卿は角五郎との面会を避けていたとみられ、なお追い打ちをかけるようにこの書簡を書き残したと考えられる。では、角五郎の態度急変は何を原因とするものだったのだろうか。

角五郎が事変後外務卿と共に朝鮮に渡り三月に帰国するまでの期間、角五郎周辺に起こっていた出来事とし

て三つのことを確認できる。それは①角五郎の日清開戦公言②甲申事変福沢首謀者説の流布③関泳翊と角五郎の密談である。

①角五郎の日清開戦公言

『角五郎伝』にはちょうど外務卿宛書簡と一致する時期について「井上参議を面責す」という一節が設けてあり、外務卿と衝突した事情が記されている⁽¹⁸⁾。甲申事変後、日清開戦を願っていた角五郎は、朝鮮に向かう船上で外務卿から「日本政府の開戦決意」を示唆され、外務卿の漢城条約締結交渉に命がけて協力した。ところが、天津条約締結により日本は清国への賠償請求すら放棄して開戦回避を選択したため、角五郎は帰国して外務卿に詰問、事情を察してくれと言う外務卿に、角五郎は「閣下との交誼も是までである」と言い捨てて絶交したというのである。なお、これを聞いた福沢は、外務卿は国を思っているのであり、薩派の攻撃にもさらされている彼の立場を察してあげるべきだったと角五郎を戒めたが、後藤象二郎は角五郎の行動に同意を示したという。

この説明では、右の書簡に記された保護金の件に言及が無く、時期も不一致（天津条約締結は四月十八日）となる。しかし、漢城条約締結後、朝鮮に残った角五郎が、日本政府の開戦方針を吹聴していたという事実がある。原敬天津領事と李鴻章の会談を記録した原書簡（十八年三月十八日付）に次のような記述がある⁽¹⁹⁾。

扱昨日李（鴻章）氏ヲ訪問致候所、早速面会いたし御伝言之趣申伝候所、彼云、……榎本（武揚）公使ハ予ニ、謠言ニ惑サル、コト勿レト忠告セラレタリ。予ハ実ニ其謠言之然カモ稍々形迹アルコトヲ告クヘシ。井上次五郎ト云フ日本人ハ朝鮮之外衙門ニ雇ハレ居リ、韓人之信用ヲ持居る人ナリ。此人韓官ニ内告シテ、

伊藤大使之一行出發ハ全ク支那ニ向テ開戦之決心ニ在リ、其為メ既ニ軍艦ニ兵隊ニ皆ナ充分之用意ヲ命シ、且ツ護衛ノ為メ軍艦并兵隊ヲ大使ニ附セリト云ヘシヨリ、朝鮮官吏一驚ヲ吃シ、直チニ電報并ニ電信ヲ以テ予ニ申越セリ。乍去予之見る所ニテハ、大使ハ固より護衛ヲ伴ハス、軍艦ニ上座セス、其内心決シテ韓官ノ云フ如キ者ニ非サルヘシト信シ居レリト申候旨。小生云、夫ハ左モアリソ一なる事なり。何トナレハ井上次五郎ト云フ人ハ知ラサレトモ、角五郎トヤラ云フ者ハ聞居レリ。李云、然リ其角五郎ナリト。此人ハ予之知人ニ非サレトモ、聞ク処ニテハ福沢之門下ニ出タリト。而シテ其福沢ノ發行スル新聞紙ハ主戦論ニテ、一モ二モナク貴國ト戦争ヲ始メヨト云ハヌ計リナリ。左スレハ其門下生タル者ハ此新聞ニ誤ラル、ハ恠シムニモ足ラヌ事也。朝鮮官吏ハ実ニ驚キタルコトト御察申也。乍去此類之人ハ井上角五郎一人ニアラス幾ラモあり。

原書簡では、日清開戦の「謠言」を流している者として李鴻章から角五郎の名が挙げられたことが報告されている。角五郎は福沢門下であり、福沢の『時事新報』は主戦論であるからこれに「誤ラ」れて、日清開戦を言い触らしているのであらうと原は推測している。

しかし、角五郎がこれほど積極的に言い触らすには、何らかの裏付けや意図があったと考えるのが自然である。井上外務卿と角五郎の関係を考えれば、それが外務卿の発言に裏打ちされたものである、とすることは無理のない説明であり、この点は、保護金に言及していないことを除いて角五郎の回想とも一致する。原が指摘するように福沢は開戦論者であり、朝鮮で開化派が一掃されてしまった以上、武力によって清国を朝鮮から排除する以外に朝鮮の独立は実現し得ないと考えていた。この考えをほぼ共有し、開戦を望む角五郎に外務卿

がこのような話を洩らすのは、外交交渉の仲介に利用するための方便であったとも、日清間の交渉を有利に導くための工作であったとも考えられる。

② 甲申事変福沢首謀者説の流布

「井上角五郎日記」には、福沢の語った話として「民心大咎井上氏作此乱〔甲申事変〕源、而井上氏不耐其苦、故作説曰、昨冬之變、実出於福沢氏教唆金玉均朴泳諸人云云」という一節があった。福沢が語ったかどうかはともかく、外務卿がこのような説を流したという話を裏付ける記述が、史料中にいくつかある。

一つは、のちに角五郎の密書が外務省に露見する際、この密書提出の前後の事情について日本公使館が鄭秉夏という朝鮮政府の高官から聴取した話を記述した外交機密信の一節である。

当〔朝鮮〕国人ノ福沢ニ対シ〔甲申事変教唆の〕嫌疑ヲ懐キタルハ事实ニ有之、其訳ハ先年当館〔在朝鮮日本公使館〕ニ在勤致居候大庭永成ナル者、福沢カ金玉均等ヲ教唆シタルノミナラス、更ニ暴徒ヲ聚メ銃器ヲ備ヘ朝鮮ヲ侵襲スルノ計画有之旨ヲ書面ニ認メ朝鮮人間ニ流布セルニ付、角五郎ハ此事ヲ聞知シ大庭ト争論ノ末、一先帰国シテ福沢ニ面告シタ……〔下略〕

大庭という公使館員が、福沢教唆説を流布していることを聞きつけた角五郎は、大庭と争論して帰国し、これを福沢に告げたと記されている。

今ひとつは、福沢が、その親友田中不二麿に宛てた書簡（十八年四月二十八日付）である。⁽²⁰⁾「御覽後御投火」と注意書きのあるこの書簡に、次の記述がある。

朝鮮事変ハ大怪我ニ即効紙を帖^貼したるが如く、韓廷も清廷も先ツ無事ニ治まり候様子なり、全体この事ニ付ては甚夕内情あり、去年京城之変乱ニ日本之公使ハ全く知らざる者ニあらず、啻ニ公使而已然るニあらず、朝鮮之日本党を助けて支那党を擯け、支那之勢力を挫てヤレと申ハ竹添ノ後口之方ニ大丈夫なる後押ありし事なり（内極）。而して此後押も内之親分一同一致之事ニあらず、一二之人が極々伶俐ニ援駆けしたる内実ニて、之が為メ扱、事ハ首尾能參らず、大失敗之咍ニ至りて大心配なり、是即チニ大使が特ニ韓清ニ延ニ出掛けたる由縁ならん、故ニ今度之京城事変ニ付ては、素より我へ利する所なきのみか、事なき昔^昔しの有様へ返れば最上之仕合なれ共、元トハト申せば余計な事を仕出したりと云はる、も一言なき次第なり、内閣杯ニては、老生が兼て朝鮮人ニ親しく致スゆへ福沢が教唆したと申居候よし、此の言掛ケハあまり拙し、ほんとうニ詮議致せば足元から鳥が立ち可申、氣之毒なる事共ニ御座候。

福沢は、政府筋が「老生が兼て朝鮮人ニ親しく致スゆへ福沢が教唆したと申居」ことを、この書簡を記した時点で知っている。この書簡は、「井上角五郎日記」の記述と大方合致するが、「此の言掛ケハあまり拙し、ほんとうニ詮議致せば足元から鳥が立ち可申、氣之毒なる事共ニ御座候」という悟ったような後段は、角五郎に冤罪を晴らすよう求める日記の記述とはかなりニュアンスが異なる。この田中宛書簡については、次稿（二）で改めて検討する。

以上のことを勘案すれば、福沢教唆説が流れていた事実があり、角五郎は三月初めの帰国前にこのことを知っていたと考えられる。

③ 関泳翊と角五郎の密談

角五郎が日本の開戦方針の情報を流したことに呼応して、朝鮮政府内では日清開戦時、国王が日清兩國に利用されることがないよう、「英国ヨリ兵士若干ヲ借入国王ヲ守護スル」ことを決めた。このことは帰国三日前（三月四日）、関泳翊が角五郎を自宅に招いて伝えており、角五郎を通じて日本公使館、日本外務省へと伝えられた。そして、関泳翊は、そのような事態になったら「速カニ此地ヲ去リ日本へ渡航シタキ積リ」であり、あらかじめ「井上外務卿閣下へ密書ヲ以テ申上置度」として、その書簡の添削を角五郎に依頼したという。⁽²¹⁾

甲申事変で急進開化派に父を殺され、自らも重傷を負った関泳翊と密談を交わしたこの日のことを、角五郎は、『時事新報』連載の日記に、次のように描写している。

関氏、余ヲ饗シ且ツ種々談論ヲナセリ。別レ去ル時、関氏、余ニ告ケテ曰ク、今日君ト談論スルトコロ実ニ東洋三国ニ一大関係ヲ有セリ、願クハ君ノ筆ヲ以テコレヲ問答ノ様ニ記シ、余ニ与フル如何、余ハコレヲ支那士官ニ示スベシ、コレヲ支那士官ニ示サバ彼輩ト雖トモ或ハ悟ルトコロアラント。依テ余ハコレヲ筆記セリ。其紙数ハ十行二十字ヲ一枚トナシ十六七枚ナリキ。関氏曰ク、コノ長文、一頃刻ニシテ成ル、君、真ニ神ノ如シト⁽²²⁾

「東洋三国ニ一大関係ヲ有セ」る文章を角五郎が筆記し、それを見た関泳翊は「コレヲ支那士官ニ示サバ彼輩ト雖トモ或ハ悟ルトコロアラン」と述べたというのだが、この筆記は、前述の関泳翊書簡の校正について述べているとは考えがたい。今手許にある材料の中で、この筆記に該当しうる可能性があるのは、唯一「福沢論

吉記事」と題された密書ということになる。

「当時角五郎自身が記した『時事新報』紙上の日記によれば、この時の帰国の理由は、母の病が重く、頻りに角五郎の帰国を求めたことであるという。⁽²³⁾三月七日に出発した角五郎は、船便の大幅遅延で故郷に立ち寄ることを諦め、東京に直行した。到着は二十五日の夕方であった。⁽²⁴⁾角五郎は、外務卿と面会し、閲泳翊書簡を手渡したと考えられる。開戦方針や福沢教唆説にも論は及んだはずである。その後再度の面会を求める角五郎を外務卿は避け続け、血気盛んな青年角五郎は、前掲の書簡を外務卿邸に書き残すのである。

角五郎はその後、四月十二日に東京を発って、当初の目的である帰郷を果たし、五日ほど過⁽²⁵⁾ごして再び朝鮮に渡る。五月十三日には京城に安着、朝鮮政府に復帰する。⁽²⁶⁾

再渡韓した角五郎は、日本の利害に立たないと言い放った身であり、外務卿が事変処理にだけ自分を利用して今や福沢教唆説を流していることに怒り心頭の状態であった。以下は推測に過ぎないが、先に閲泳翊に示してあった「筆記」を、朝鮮でも名の通っていた福沢が記したことにして、そのことを根拠づける日記を添付、前者を「福沢論吉記事」と題し、朝鮮政府の高官に示した。これが密書提出の経緯ではなかったか。角五郎日記は、『時事新報』の連載日記用に書き留めた記録に基づくと思われる、ほぼ事実にして書かれていると考えてよいだろう。福沢が角五郎に「記事」を示す場面も全くの創作ではなく、福沢が甲申事変の経緯を開化派亡命者から聞き取って記した「京城変乱始末」（福沢没後に公開された）を示されたことをモチーフにしたと考えられる。

なお角五郎の密書とは別に、事変と日本政府の関係を暴露する内容のものとして、金玉均執筆の「甲申日録」がある。既に述べた通り、金玉均も、事変教唆を竹添に指示する井上の密命が存在したと信じていた一人であ

り、「甲申日録」も日本政府に裏切られたという怨恨と福沢らと事変の無関係を示すためのものであると理解することが出来、その意味では角五郎の密書と同趣旨といふべきものであろう。⁽²⁷⁾

密書は、朝鮮政府内部に広まり、清国官吏にも渡つて、大いに心理的な影響を与えたと考えられ、原天津領事の同年六月十一日付報告にもその片鱗がのぞく。

……是ヨリ彼〔李鴻章〕ハ朝鮮官民ノ愚昧ナルコトヲ縷述シ、且ツ先頃朝鮮より非常ニ長文之書状ヲ送り、日本人誰ハ斯ク云タリ、誰ハ云々ト縷陳シ、其末ニハ竹添ノ処置ハ外務省之内意ニ出タルナリ、就テハ伊藤大使ハ戦争之内意ナランなど、実ニ取ルニ足ラヌ囁語ヲ喋々申越セリ。因テ予〔李〕ハ伊藤大使の意見ハ右様ナラサルコトヨリ事実ノ誤謬ヲ正シテ、妄リニ騷擾セヌ様ニ申送レリ。何時モ此類なり。尤も日清之開戦ヲ甚タシク恐懼セシハ井上角五郎之内議ニ起レリ。一体貴国人モ随分種々之事ヲ云フ由ナレハ、願クハ外務卿ニ申送ラレ、朝鮮在留ノ官吏ニ内達シテ、余リニ疑念ヲ起サセヌ様ニ取計被下度申候。⁽²⁸⁾

この密書は程なく、朝鮮国王の手元にも達したものと見られる。⁽²⁹⁾しかし、内容は日本政府批判であるから、日本公使館関係者は以後二年間これを目にする事がなかった。

角五郎は外務卿との絶交に伴い、当然日本公使館への密報を絶った。そのため明治十八年五月の再渡韓後、外交文書に角五郎からの報告が全く登場しなくなる。彼は、『漢城旬報』（改題し『漢城周報』となる）を再刊するために必要な新聞活字・印刷機を買い入れるためとして六月に再度帰国し、⁽³⁰⁾以後暫く日本に滞在、再び朝鮮に渡るのは十一月のことであった。この間の行動は詳らかでない。日本公使館は、十一月に朝鮮に戻った角

五郎に「可怪挙動」があり、特に十一月末に日本国内で発覚した大井憲太郎一派による大阪事件との関係を疑うに至る。高平公使は次のように角五郎の挙動を報告している。

角五郎ハ五六月ノ頃突然帰朝セルヲ以テ又相見ルコトモアラサリシ。其後十月末歟十一月初ト覚ヘリ、角五郎ハ再度渡韓一日来訪シ此度ハ漢城旬報ヲ再興スル積ニテ渡韓シタルナレトモ、右ハ朝鮮政府ノ官報トモ申スヘキ性質故、朝鮮政府并清国等ノ事ニテ其利害ニ關係アルモノハ掲出スルヲ得ス。故ニ別ニ朝鮮人ノ名前ニテ私報ヲ発兌シ、日本ノ悪シキ事マテモ登載スル積リナリトテ、本官異見ノ有無ヲ尋ネタリ。仍テ本官ハ日本ノ悪シキ事トハ色々種類ノアルモノニテ、同意不同意ハ預メ申述ヘ難ケレトモ、能ク朝鮮開化ノ程度ヲ推量シ妄ニ世間不見ノ人民ニ外国ノ悪事杯ヲ説法スルハ然ルヘカラサル旨ヲ答ヘ置キタリ。角五郎ノ挙動ハ過般再渡以來、兎角朝鮮官吏ノ歛心ヲ得ントスルモノ、如ク、其ノ為メニハ我本国ノ事ヲモ悪様ニ云ヒ做ス事モ屢有之哉ノ趣伝聞セリ。而シテ彼レ外務督弁金允植ノ寵愛ニ乗シ外衙門ノ事務ニ干預シ、我領事館トノ往復ニ付テ妨碍ヲ為セリト思フ事モアリタリ。⁽³¹⁾

角五郎の「日本ノ悪シキ事マテモ登載スル積リ」といった発言は、彼が外務省の監視対象となるのに十分であった。

大阪事件の半月後の十二月十五日、金玉均が暴徒を従えて朝鮮に來襲中であるという訛伝（流言）が漢城（ソウル）に広まり、朝野がパニックに陥るといふ事件が発生する。これは大阪事件の情報が歪んで伝播したものであるが、日本政府は栗野慎一郎外務書記官を朝鮮に急派して情報収集を試み、マークしていた角五

郎を大阪事件の関係者として拘引することを検討した。⁽³²⁾さらなる探偵によれば、角五郎は「韓史二嬪(32)兩國ノ平和ニ構ハス、偏ニ己レノ人望ヲ得ルノミ勉ムルモノ」で、外務省からは拘引するよう指示があったが、この動きを察知した角五郎は、宿屋を引き払って博文局内へ逃げ込み、金允植の保護によって拘引を免れている。⁽³³⁾この時期の角五郎の行動は、朝鮮政府(事大党)にも、急進開化派亡命者にも、日本公使館にも、それぞれ日和見の態度を取る不可解なものであった。

密書の「日記」には、金玉均ら急進開化派亡命者の所在や再挙の動きにまで言及していた。当時朝鮮政府は日本政府に対して、亡命者の引き渡しを請求し、加えて刺客を密入国させて彼らを暗殺しようとしていた。この「日記」は亡命者売る行為に近い。

一方、六月から十一月の日本帰国中、角五郎は金玉均とも密接に連絡を取っていたとみられ、活動資金について親しく相談する金玉均書簡が角五郎の手元に残されている。⁽³⁴⁾

大阪事件の報が届いた頃角五郎は、金玉均の密偵として漢城に滞在していた日本人甲斐軍治の存在を日本公使館に密告している。⁽³⁵⁾この結果甲斐は捕らえられて訊問を受けた。その調書によると、角五郎は甲斐に対して、金玉均を裏切るように持ちかけたことがあるという。角五郎が持ちかけたのは、金玉均に大院君が「帰国ヲ許ス」と述べていると虚偽の事実を伝えて朝鮮に帰国させ、戻ったところを捕縛して処刑するという朝鮮政府の策略に対する協力で、「使節」として東京に行くことを依頼するものであった。しかもその策を朝鮮政府に持ちかけたのは角五郎だったという。⁽³⁶⁾

つまり角五郎は朝鮮にあつては朝鮮政府のために、日本では開化派のために、大阪事件で自らに疑いがかけられると日本公使館に、それぞれ場当たりの・日和見的で一見三重スパイとも思われるような行動をとってい

たとしか考えられないのである。密書提出もこの一連の行動の中に位置付けられ、不可解極まりない。

前述の大阪事件から派生した流言が沈静化して以後も、日本外務省が継続的に角五郎の行動を監視するのは、当然の結果であった。⁽³⁷⁾しかし、密書の存在は、露見せずに時間が経過していった。

ところで、密書後の福沢と角五郎の関係はどうなっていただろうか。福沢は以前同様に、そして他の門下生に対すると同様に角五郎の助言者であり続けたが、その活動に深く関与していた様子は見られない。朝鮮政府の信頼を得ていることは「甚々都合宜し」⁽³⁸⁾と考えていたが、それは開化派が一掃されてしまった中で、朝鮮の近代化に聊かなりとも寄与できる立場を角五郎が維持していることへの期待であり、また角五郎が朝鮮において身を立てることへの期待でもあったといえよう。しかし、福沢としては朝鮮近代化へ向けた根本的な国政改革の可能性は基本的に諦めていた時期であり、『時事新報』で扱うテーマとしても朝鮮問題から関心が遠のく時期である。福沢が積極的に角五郎の朝鮮政府内での行動を把握していた形跡は無く、福沢書簡にも、角五郎の名はほとんど見られなくなる。

角五郎はその後、数年来福沢が提案していた漢字・ハングル混合文体の新聞発行を『漢城週報』（明治十九年一月創刊）によって実現させるが、やがて朝鮮政府内においても「評判宜からず」という状態となり、「陰險不良」であると評され、「僅ニ金允植ノ庇護ニ依テ該局〔博文局〕ニ勤務」という状況に至った。⁽³⁹⁾「同人も永く朝鮮ニ糊口候儀難相成」と日本公使館が見ていた通り、角五郎は、母の死去による一時帰国（明治十九年四月）のち、明治十九年末には朝鮮政府に辞表を提出して朝鮮を完全に引き揚げることとなった。以後しばらくは、五年ぶりに福沢邸の食客の一人に逆戻りし、福沢の手がけていた北米移民事業の関係者に加えられた。これは福沢が、予てより望んでいたように角五郎に経済的自立の道を新たに斡旋したものであろう。

二 密書の發覺

明治十八年三月から五月頃に作成・提出され、長く露見することのなかつた井上角五郎密書が、遂に日本外務省の知るところとなるのは、明治二十年七月十九日、臨時代理公使高平小五郎のもとを、閔泳翊の腹心である鄭秉夏が訪ねたことに端を發する。その経緯は次の高平公使の機密信に詳細に述べられている。

(丁号)

二十年八月六日接受

機密第九十号

井上角五郎密書之事

曾テ鄭秉夏ナル者、閔泳翊ノ内意ヲ承ケ来館ノ上、両国交際上ノ事ニ付内話有之候儀ハ、先般機密第七十七号ニテ具報致置候処、去十九日用談ノ次第有之、鄭氏ヲ相招キ種々晤談ノ後、鄭氏ハ再応両国ノ交際ニ話及シ、近来朝鮮政府ニテ交渉事件ノ淹滞スルハ当該官吏ノ暗昧ニ職由スレトモ、右ハ畢竟金玉均在官中ノ所置ニ關係スル事件故ニ有之、其訳ハ甲申ノ事變ハ清仏戦争ニ關係有之趣ニテ、即チ竹添公使ガ貴政府ノ訓令ニ抛リ金玉均等ヲ教唆シテ引起シタル者ニ有之由、貴国人ヨリ内報有之、朝鮮政府ニテハ深く此事ヲ信認スル向モ有之ニ付、金玉均關係ノ要求事件トアレハ朝鮮官吏ハ忽チ事變ノ原因ヲ想出シ、貴国ニテハ逆徒ヲ教唆シテ事變ヲ引起シナガラ、其逆徒ノ所作ニ出テタル負債マデヲモ現政府ノ責ニ歸セントスル

ハ不都合ナリトノ旨意ニテ、右要求事件ニハ反論スル者社アレトモ、賛成スル者トテハ更ニ無之旨申聞候ニ付、甲申ノ事変ト清仏戦争ト關係スルトハ何様ノ事情ニテ、我政府カ竹添氏ニ訓令シテ金玉均等ヲ教唆セリトハ何等ノ旨意ニ有之哉、又我国人ニテ右様ノ事ヲ内報セルハ何人ニ有之哉、逐一承知致度拙官ヨリ申聞候処、実ハ事変後井上角五郎渡来ノ節、福沢諭吉ノ一書ヲ携来シ自分モ之ヲ一見シタルニ、清仏戦争ノ時ニ当テ仏政府ハ貴国某公使ヲ経テ貴国ノ助力ヲ請求シタレハ、貴政府ニテハ承諾セラレタレトモ清国ニ対シテ開戦ノ口実無之ニ付、当時帰朝中ノ竹添公使ニ命シテ帰任ノ上、金玉均等政府ノ改革ニ熱心ナルニ乘シ貴国ノ護衛兵ヲ引テ彼等ニ助力シ改革ヲ決行セシメナハ、清国ノ駐防兵ハ黙然傍觀スヘキ筈無之ニ付、遂ニ日清両兵ノ間ニ於テ一場ノ争鬪ヲ引起スハ必然ニ付、貴国ニテハ是ニ由テ清国ト開戦ノ口実ヲ得ラルヘシトノ考案ニテ、特ニ竹添氏ヲ任処ニ遣還シ事変ヲ引起スニハ至リタレトモ、其内清仏休戦セシヲ以テ、貴国外務卿ハ遽然トシテ態々渡来ノ上善後ノ条約ヲ妥結セリトノ旨意記載有之旨鄭氏申述候ニ付、拙官ハ少々念入過キタル様存候得共、朝鮮政府ノ疑心ヲ氷解セシメンニハ清仏戦争ニ付帝國政府ノ意向并処置等ヲモ詳陳候義必要ト存候ニ付、当時拙官本省ニ勤務罷在リ、日清間ノ關係熟知ノ事情ヨリ帝國政府ニテ厳正中立ヲ固守スルノ決意ニ有之次第等ヲモ申聞、且外務卿ノ自ラ渡来セラレタルハ、当時我人民中ニハ公使館焼カレ同胞殺サレタル為メ沸騰実ニ甚シキヲ以テ、迅速事ヲ処セサレハ和局ヲ得ルノ機ヲ失スル故ニ可之有旨詳細弁明ノ末、福沢諭吉ノ書面一覽致度旨請求致置候処、右書面ハ国王ノ御手許ニ有之趣ニテ、鄭氏ハ入闕ノ上拙官弁明ノ次第ヲ奏上シ拝借候趣ニテ、昨日再応来館、別紙甲乙号ノ通り井上角五郎ノ日記并福沢諭吉ノ記事相示シ候間、即チ謄写ノ上差進候。右ノ内福沢ノ記事ハ、拙官ノ見ル処ニテハ正數角五郎ノ直筆ニ相違無之ニ付、必要ノ節ハ原書借用致度旨鄭氏へ相談致置候。且角五郎ノ日記中一昨

年拙官莅任ノ途中、神戸常盤舎ニ於テ金玉均ニ面会候旨記載有之候処、右ハ幾分カ類似ノ事跡ナキ儀ニハ無之、拙官搭乘ノ郵船五六時計該港ニ碇泊候ニ付、同行ノ属員加藤川上兩書記生等一同常盤舎ニ休息致居候処、金玉均ハ其節同地滞在中ニ有之旨ニテ、其旅宿ノ番頭トモ覚シキ者差越シ、(角五郎ノ日記ニハ金玉均モ常盤舎ニ投宿致居候様記載有之候得共、拙官ノ記憶ニテハ右番頭ハ他ノ家ヨリ相越候様相覚候)面会請求候ニ付拙官ハ乗船時間切迫候旨ヲ以テ謝絶候事有之。右兩書記生等モ親シク見聞致居候儀ニ御座候処、一昨十八年十二月廿九日附号外機密信ニテ具報候通り、角五郎ハ拙官ニ対シ不満ノ次第有之候ニ付、前述ノ通り事跡ノ実否ヲ顛倒シテ朝鮮政府ニ報告シ、拙官ノ交際ハ元ヨリ帝国政府ノ友誼ヲモ損傷セントシタル者ニテ、今般此奸計ノ発覚シタルハ実ニ兩國ノ幸福ニ有之。爾来日尚浅ク候得共、昨今ハ朝鮮政府ノ疑心氷解ノ様子稍相見得候。

右及具報候也。

明治廿年七月廿五日

外務大臣伯爵 井上 馨
殿⁽⁴⁰⁾

臨時代理公使 高平 小五郎 印

この報告によると、日本公使館を訪れた鄭秉夏が、近来朝鮮政府と日本政府の交渉が滞っているのは、甲申事変に関して日本人より「内報」があったことに由来すると言いついたという。その「内報」について詳しい説明を求めると、甲申事変井上角五郎が朝鮮に來た際携帯してきた「福沢諭吉ノ一書」がそれであると語り、その「一書」の内容を詳しく語った。高平は密書に記された日本外務省の内情は虚偽であると説明し、「福沢諭

吉ノ一書」と称するものの閲覧を請求した。その結果、国王の手元に保管されていた「密書」の原本が日本公使館に貸し与えられ、写しが甲号・乙号としてこの機密信に添付されたのである。⁽⁴¹⁾ 末尾では、角五郎日記中の記述が事実と相違することを高平が弁明しており、公使館はこの日記の内容に、当初から疑問を抱いていたことがわかる。また機密信の題が「井上角五郎密書」となっており、既に福沢の一書の信憑性にも疑問を持つていたようである。

では、なぜ鄭秉夏は突如来館し、この話を持ち出したのか。そのいきさつは以下の通りである。六月二十四日、閔泳翊が日本公使館を訪問し、「朝鮮人中ニハ貴国ヲ疑フ者アレトモ自分ハ決シテ疑ハス」「我官吏ノ貴国ニ対シ兎角親意ヲ表セサルハ嘆息ニ堪エサル旨」を述べ、鄭秉夏を来館させるから「伏藏ナク意見ヲ授クヘキ旨」を申し述べた。⁽⁴²⁾ 閔泳翊は、甲申事変で負傷後も親清的態度と閔氏の勢力維持を図る行動を続け、この当時は一時的に上海に姿をくらましてから帰国した直後で、国政改革を国王に建言するなど政治的地位の回復に向けて行動を活発化させていた。⁽⁴³⁾ 日本公使館は大院君に接触して閔泳翊の行動についての意見を求めると、彼の「歓心ヲ求ムルノ挙動」には注意し、彼の要求には「応セサルヲ希望スル」との意見であった。⁽⁴⁴⁾

そういった警戒の中來館した鄭秉夏は、頻りに「両国ノ交際ニ尺力スヘキ旨」を語り、⁽⁴⁵⁾ 三度目に來館した際、角五郎の密書の話を持ち出したのであった。つまり日本への接近を狙う閔泳翊が、密書的一件をだし、につかったと見ることができらるであろう。

日本公使館の関心は、「密書」の発覚によって閔泳翊より一転密書を作ったと目される角五郎に移る。「狡猾小奴、種々悪説を流布し、為に両国交際を多少傷害致し候に付き、今日に到りては韓廷も妄誣の所因を詳にし疑途頗る积然に至り候趣に相見え申候」と、外務省はこの密書が日朝關係を停滞させていたことに驚き、その

後は本省において誰の責任を追及するかという点が議論されていく。

機密信及び密書の写しは、八月六日に外務省に到着、これを陸奥宗光（外務省法律取調）が井上外務大臣に届けた。八月九日、井上外相が陸奥に宛てた書簡には次のように記されている。

……高平より送達之井角記事中ニは福沢記事も有之候処、福沢自筆にて角五郎え送り之分も其中ニ有之候得共、⁽⁴⁵⁾尤妙と奉存候。右本書到来候ハ、福沢え渡りを相付候て可然、右事件は老台え御任し可申と発言仕置候得共、都合ニ寄りテハ検事え相廻□ニ可然事とも相考へ申候。何レ帰東之上、閑と御相談可仕候。⁽⁴⁶⁾

事件の処理は、井上から陸奥に一任されたようだが、状況次第では立件せよと指示され、また福沢の自筆記事が発見されることへの期待が述べられている。本省では福沢の関与が濃厚に疑われていたことになる。これに對しての返信が同日付の陸奥書簡である。

尊書唯今拝読。井角云々之事、来命いさる承知。小官拙考も正ニ高論之如く都合ニ依り刑法ニ問フべくと存シ、本日本省にて刑法治罪法ヲ内々取調べ候。少クトモ一ヶ年位の重禁錮ニ当り候様ニ被存候。⁽⁴⁷⁾

陸奥は、場合によっては立件して処罰するという井上の考えに同意し、「少クトモ一ヶ年位の重禁錮」には当たるとの考えを示している。

八月十三日には、朝鮮国王から借用した角五郎自筆の「福沢論吉記事」の現物が添えられて、次の機密信が

外務省に到着した。

（戊号）

二十年八月十三日接受

機密第九十四号

井上角五郎密書之事 第二

数日前敦賀丸便ニテ長崎より及電稟候、井上角五郎ノ密書類原書入手候様一昨夕御電訓有之候ニ付、昨日鄭秉夏ヲ招キ右原書借用方申談候処、右は国王ノ御手許ニ返上候趣ヲ以テ、鄭氏は昨夜入闕今朝来館、右書類ノ内角五郎ノ日記ハ国王御所持ノ分も謄本ニ有之旨ニテ別紙福沢氏ノ記事ノミ持參候ニ付、即ち後日還交ノ約定を以テ借用之上封入差進候間、御査収相成度候。（本書借用ニ付テハ該書ノ謄本ヲ製シ、其紙末ニ後日原書ヲ還交スヘキ旨ヲ添記シテ鄭氏に相渡置候）右書類ノ文意ヲ舐味スルニ、当国ニテ福沢氏カ金玉均等ヲ教唆シテ甲申ノ事変ヲ引起サシメタリとの嫌疑有之、角五郎ハ之ヲ弁駁スル為メ相認候者ノ如クニモ相見得候ニ付、其旨鄭秉夏ニ相尋候処、鄭氏ノ答ニ拠レハ、当国人ノ福沢ニ対シ嫌疑ヲ懷キタルハ事実ニ有之、其訳ハ先年当館ニ在勤致居候大庭永成ナル者、福沢カ金玉均等ヲ教唆シタルノミナラス、更ニ暴徒ヲ聚メ銃器ヲ備ヘ朝鮮ヲ侵襲スルノ計画有之旨ヲ書面ニ認メ朝鮮人間ニ流布セルニ付、角五郎ハ此事ヲ聞知シ大庭ト争論ノ末、一先帰国シテ福沢ニ面告シタルニ、福沢ハ大ニ憤怒シ京城ノ事変ハ別ニ原因ノ在ルアリトテ一書ヲ記シ角五郎ニ示シタルニ付、角五郎ハ之ヲ齎シテ再応渡韓、反訳之上自分ノ日記ヲ添テ関邸植鄭秉夏ノ兩人ニ相渡シ、遂ニ国王及諸大臣ノ関ヲ経ルニ至リタル趣ニ有之候。且鄭秉夏今朝申

聞候ニハ、朝鮮政府ニテ追来帝国ニ対シ冷淡ノ態度アリタルハ、右書類ノ然ラシムル所ニ有之、今枳然トシテ其原因ヲ発露シ親交ヲ懇求スル上ハ帝国政府ニ於テモ怨ヲ解テ親交相成度、然ル上ハ今般閔泳翊氏ハ外出候得ハ、国王始メ諸大臣ニ於テ感銘スヘキハ勿論ノ事ニ有之、随テ漸次貿易及其他ノ事業ニ付テモ帝国ノ補助ヲ依頼スルニ至ラハ、両国ノ友誼モ益々増進スヘキニ付、自分モ其意ヲ以テ閔公使ノ隨員ニ説話シ、同公使在任中ハ（閔氏ハ二ヶ月間モ在任ノ後ハ參贊官ニ館務ヲ委托シテ帰国ノ積ナル由）、各所ノ諸製造場等充分見物可為致様申含メ置候との事ニ有之候。

右具状候也。敬具。

明治二十年八月二日

臨時代理公使 高平小五郎 印

外務大臣伯井上馨殿⁽⁴⁸⁾

返還に関する約定を結んで原本が貸し与えられ、その際鄭秉夏から、密書作成経緯についての聴取がなされている。この部分は、先述した。大庭による福沢教唆説流布への対抗として記されたものであるというのである。また、日朝関係の障害が氷解したので、以後は「貿易及其他ノ事業ニ付テモ帝国〔日本〕ノ補助ヲ依頼」するようになれば、「両国ノ友誼モ益々増進」するであろうとの期待を述べたという。

九月二十一日には、井上外相の指示によって警視總監三島通庸に、「密書」が送付されており、以後警視庁により捜査が開始されたと考えられる。⁽⁴⁹⁾

四 角五郎拘引と福沢邸家宅搜索

角五郎が拘引されたのは明治二十一年一月二十七日である。密書が日本外務省の知るところとなった明治二十年八月、当の角五郎は日本にいなかった。福沢の北米移民事業に着手するため、六月末から米国西海岸に滞在していたのである。⁽⁵⁰⁾ 彼が帰国したのが、翌年一月二日、その後一旦福山に帰郷し、東京に戻ったのが二十二日、再渡米の予定は二十八日と報道されていた。⁽⁵¹⁾ 政府はその前月、悪名高い「保安条例」を發布、即日施行して反政府運動の取り締まりを強化しており、折りしも激しい政府批判記事で話題となっていた米国西海岸オー克蘭ドの邦字新聞『新日本』の発行や逆輸入と角五郎の關係についても疑っており、そのため渡米予定の直前まで泳がせた上で二十七日に拘引したものと推測される。結果的に拘引は、保安条例の翌月となったが、必ずしも直接の關係がないことは明らかである。

また、この事件について述べた二月九日付の司法大臣山田顕義宛井上馨書簡には次のような記述がある。

井角一件は飽迄御突詰被下度、福沢筆記録も或は何歟火元之有之候哉ニ愚考仕候、大概は薩人之手料理ニ起因候哉之推察も御座候……実ニ公私共ニ如斯権道、偽言、人を陥ント欲スル之手術世上ニ被行候而、何程無事ナル豆人も五厘位ノ魂は之在り候間、則公正ナル法律アリ、公正ナル明裁判を仰キ申候、自然只今之手続キにて無覺束御考案ニ候得は、生より起訴候而も不苦、実ニ從來他人より名誉を毀損セラレタル事ハ最早忍フ不能、只短慮を以申上候訳ニハ無之候、最早勢力を此ニ養成スル時ハ、百事破烈ニ帰スル方、

却テ王室人民之為と相考申候、充分公正ナル道御拡張奉祈候、書外は讓拝語候。⁽⁵²⁾

角五郎の拘引後も井上馨は、「密書」には何か火元があるかもしれない、恐らく「薩人之手料理」であろうと、その由来を推測している。これは、保安条例と同一趣旨の拘引であるとか、事変の責任を転嫁するといった政治的な積極意図が井上馨になかったことを示している。

拘引の際、福沢邸の家宅捜索が行われており、このことは、明治政府が甲申事変の責任を福沢に転嫁する意図からこの事件をでっち上げたとする角五郎の事件認識に説得力を与えている。つまり、嫌疑が福沢をも標的としていたかの印象を受けるのである。

さいわいこの時の「家宅捜索調書」の文面が伝えられており、その全文は左の通りである。⁽⁵³⁾

家宅捜索調書

- 一、明治廿一年一月廿七日午前六時半頃、井上角五郎ヲ引致ノ為メ、芝区三田二丁目二番地福沢諭吉家宅
- ニ臨ミ、巡查鈴木浅太郎ヲシテ井上角五郎在不在ヲ問ハシメタルニ、取次人中村徳市ニ於テ在宿ノ旨答ヘタルニ付、面接ヲ求メタルニ、又不在ノ旨答ヘタリ。爰ニ於テ考フルニ、表門ニモ巡查ノ立会ヲ為サシメタルニ、井上角五郎ハ外出セザル旨申立タルノミナラズ、取次人中村徳市モ在宿ノ旨答ヘタルヲ以テ見レバ、必ズ家内ニ潜伏為シタル者ト見認メ、福沢諭吉ニ対シ家宅ヲ搜索スル旨申伝ヘタルニ、其承諾ヲ為シタルニ依リ、家中残ラズ搜索ヲ為シタリ。
- 一、搜索中他人ノ出入ヲ禁ジタリ。

一、井上角五郎ハ表口ヨリ入り一問隔テタル四疊半ノ間ニ在リタリ。其場ニ在リタル机ノ上、其次ノ間ニ在リタルカバンノ中ヨリ、別紙目録ノ書類ヲ得テ之ヲ押収シタリ。

一、井上角五郎ハ家宅搜索中一月廿七日午前九時高輪警察署ヘ出頭シタリ。

一、福沢諭吉ハ家宅搜索中ニ他出シタリ。

一、井上角五郎ハ何故警察署ヘ出頭シタルヤヲ聞ケバ、福沢諭吉ヨリ承知シテ出頭シタル旨答ヘタリ。

一、福沢諭吉下女ヲ取調べタルニ、井上角五郎ハ午前六時半頃食事ヲ終リ七時頃他出シタリト答ヘタリ。

一、此探索ヲ終リタルハ午前九時半ナリ。

一、目録書ハ二通ヲ製シ一通ハ立会人ニ下附シタリ。

一、福沢諭吉ハ午前九時帰宅シタリ。

右調書ヲ立会人ニ読聞セタルニ、以下例文。

明治廿一年一月廿七日

出張先ナルヲ以テ官署印^(認脱カ)

警視第二局

警部 森 沢 徳 夫

井 上 角 五 郎

福 沢 諭 吉

中 村 徳 市

高 中^(印) 熊 吉

別紙目録

一、西洋状袋入ノ儘 六

一、肝要書付袋入書類



右押収候也

廿一年一月廿七日

警部 森沢 徳夫

右によれば、警察官が福沢邸を訪れたのは、「井上角五郎ヲ引致ノ為メ」であつて、家宅搜索を行うためではない。角五郎はこのとき不在であつたが、福沢家の取次人はそれを把握しておらず警察官に対して最初「在宿」と答えておきながら次に「不在」と答えた。これを不審に思った警察官が「必ず家内ニ潜伏為シタル者」と考え、執つた措置が家宅搜索であつた。福沢が標的ではなかつた証拠に、福沢は搜索中の外出が認められている。このように、家宅搜索の目的は明らかに角五郎の拘引でしかなかつた。なお、福沢邸は、門下生や外国人教員等に貸し与えていた離れや別棟を含めると、大多数の部屋を有する建物であつたことが知られており、搜索に二時間程度かかつてゐることは、そのことによると考えられる。

諸新聞はこの一件を大きく報じており、いずれも角五郎拘引のとは、ちり、で福沢邸が搜索されたという筋で

はほぼ共通している。

調書の内容と最も一致している『読売新聞』の記事を引用すれば次の通りである。

井上角五郎氏は……昨朝福沢諭吉氏の邸を訪ひ夫より交詢社へ赴かれたるが、氏が福沢氏の邸を出づるや、間もなく高輪警察署の巡查数十名福沢氏方へ来り、井上角五郎ハ居るやとの間に、取次の者誤て居ると答へしより、さらバ出せとの談判に及びしも、固より居る筈なれば、福沢氏ハ立出で、井上氏の交詢社へ赴きたることを巡查に告げしも、巡查ハ其言を信ぜずして、遂に福沢氏の家宅搜索を為し大混雑なりしが、福沢氏ハ同朝交詢社に於て或る人に面会する約あれバ、混雑の最中に宅を出で、交詢社へ赴き、井上氏に右の顛末を告げ、氏を高輪警察署へ出頭せしめられたるが、其後へ巡查来り井上氏ハ居かとの尋ねに、氏ハ只今自ら警察署へ出頭せり、若しお疑ならば高輪警察署か又ハ警視第二局へ御問合せあるべし、それとも社内搜索せんとらバ搜索あるべしと幹事の答へ居る内、いよ／＼井上氏が高輪警察署へ出頭せしことの判然したれば、福沢邸並に交詢社に在る巡查ハ、事の意外に混雑を極めしを謝して一同引取り事済になりたる由。最初福沢氏の家宅搜索を為すと聞き、慶應義塾の生徒数百名同邸へ押出し、一時ハ余程大混雑なりしといふ。⁽⁵⁴⁾

角五郎拘引に至る事情が、込み入っていたためか、これを正確に伝えているものは他になく、例えば家宅搜索の時角五郎は「交詢社にありて此事を聞き、直に三田に赴きて警官に面会し其儘拘引された」とする『郵便報知新聞』⁽⁵⁵⁾や、騒ぎを知らされた交詢社の福沢が、そこにいた角五郎に同道を求めて帰宅、すると下女玄関番

が証人として拘引される場所であつたが免れ、角五郎が拘引されたとする『毎日新聞』など、詳細においてはかなりの食い違いがある。⁽⁵⁶⁾

各新聞の相違を捨象しても、角五郎が、福沢邸で朝食後交詢社に行き、午前九時頃自ら、出向いて拘引されたことは間違いない。しかしこの点角五郎は奇妙なことに、福沢邸で昼食をとつた後、交詢社にいたところを「遮二無二」拘引され、高輪警察署に連行されたと述べている。

さて、家宅搜索を受けた福沢も含め、角五郎拘引の理由は当初全く不明であつた。近しい者にも心当たりが無かつたため、『時事新報』は翌日、わずかに次のように報じている。

○井上角五郎氏 此程の紙面にも記載したる如く、井上角五郎氏は本月二日米国より帰着して日本農民の米国移住を計画し用意整頓せしを以て、明朝横浜解纜の便船にて再び米国に渡航する筈なりし処、何故か昨朝警視庁に拘引せられたるよし。⁽⁵⁷⁾

角五郎は高輪警察署より警視庁に送られて取り調べを受けた。⁽⁵⁸⁾嫌疑についてはその後も何等漏れ伝わる事が無く、各新聞は種々の風説を伝えている。最も早い風説は、角五郎が米国からの一時帰国中であつたこととの関係を疑うものである。先述の米国邦字新聞『新日本』や、保安条例と関係するとの見方である。

……或は云ふ、氏は桑港に現今刊行する彼の新日本と云へる新聞紙に關係あるが為めなりと。然れども氏の農業地は桑港を距る二百英里許りの所なりと聞けば、桑港にて刊行する新日本に關係ありと云ふは如何

あるべきか。或は云ふ、氏は米国農業地に「保安条例で」退却を命ぜられたる壮士を移住せしめんと企てありたりと。然れども壮士を雇ふて耕地を開墾せるは差や犬を雇ふて鼠捕に使ふ如く、其人と其業とは甚だ縁の薄き者なれば、此説も信を置くに足らざるが如し。⁽⁵⁹⁾

次に浮上したのが朝鮮に関係するとの噂である。

……世上の風説に拠れば、右ハ何でも同氏が先年朝鮮に在留せし折に出来したる事件なるべしと云ふ者あり。併し其れなら今日突然発覚したる事でもあらざるべく、疾く其の処分のあるへき筈なれども、之れにハ又種々の原因ある事ならんなどと想像するものもあり。⁽⁶⁰⁾

右にもある通り「なぜ今頃」という点には疑問が残ったものの、二月三日頃までには拘引の原因は朝鮮に係するという見方に大方落ち着いたらしい。

なお、二月二十三日には、角五郎の郷里福山まで捜査の手が及び、彼の妻に対する尋問と、実家の家宅捜索が行われたという報道が見える。

○家宅捜索 目下警視庁監獄署に繋留中なる井上角五郎氏の妻女ハ其幼児と共に里方なる当備後福山西町倉井忠氏の宅に滞留中なりしが、一昨日広島県より出張の警部某ハ、巡査若干名を引連れ突然全家に入り来り、妻女に対し二三の尋問をなしたる上、直ちに家宅を捜索したり。又た全氏の実兄なる井上忠五郎氏

の宅にも全様出張して反故類をも調査したりと。噂さによれば、角五郎氏が予審庁にて某氏よりの書状を妻女に交附しあると申立てたるに由れるものなりとか。⁽⁶¹⁾

五 裁判経過と入獄

(一) 予審

裁判に先立ち罪名と管轄裁判所を決める予審裁判は、二月三日から伊地知光定判事の担当で開始された。⁽⁶²⁾ その詳しい内容は現在のところ、知る術がない。

角五郎は取調及び予審において、次のものが証拠として提示されたと証言している。

① A 甲申事変の際謀議に用いた電信暗号の原本（原稿用紙六七枚綴りの一冊）

福沢・金玉均・角五郎の間で用いたもので、明治十八年秋、不要たとして東京の西村旅館支店で粉々に破り、焼き捨てるよう女中に依頼したものが丁寧に裏打ちされて出てきたもの。

② A 「朝鮮内乱顛末書」（半紙十五六枚分）

井上伯の内政外交における悪事を列挙した角五郎自筆の文章で、末尾に「福沢諭吉」と誰かに書き加えられたもの。明治十八年秋、黒田清隆に提出し、同年十二月の黒田と井上の衝突の際、井上が入手したもの。

③ A 角五郎の書いた『漢城周報』の原稿や友人などとの間で交わした書簡

この中に金允植らと筆談を交わした際の紙片があり、そこには「伊藤井上両氏本係長藩参議、而尤有智謀、故数回独擅国政、而未有所成、然未曾棄初志也、是以欲開釁於支那、助金玉均同謀人、訓公使竹添氏以此事」

と記してあった。

予審の詳細が不明である以上、これらが実際に提示されたか否かも確認することが出来ないが、この事件の外務省書類を集めた前述の「挙動取調」には、これと一致する書類が全く見当たらないばかりか、それに関する記述も皆無である。しかし、同簿冊や、当時の角五郎に関連する書類も多く収録する「金玉均動静」（註31参照）にはよく似た書類が存在し、それは次のように①A↖③Aと対応させることが出来る。

①B 金玉均周辺の日本人が用いていた政府要人を指す暗号

金玉均のスパイとして京城に滞在していた甲斐軍治と角五郎や日本人貿易商が相場の連絡を取り合う際用いていたものらしく「黒田」を「スミヤクル」、「井上」を「フタコラクル」などとするもの。

②B 「福沢諭吉記事」

③B 貿易商や角五郎の①Bに関連する甲斐宛書簡。また「伊藤井上両氏……」にはじまる漢文は、「福沢諭吉記事」の一節とほぼ一致する。

右の通りに対応させれば、以下の裁判経過とも完全に一致する。なお①B、③Bは直接事件と関係せず、証拠として採用されていない。角五郎の証言、特に①Aの暗号の存在は、外務卿らが十八年の後半から角五郎の周辺を探索し、拘引する隙をねらっていたかの如き印象を与えることから極めて重要な意味を持つものである。また、福沢が甲申事変の具体的な計画に深く関与していたことを示す証言として、頻繁に言及されるものである。⁽⁶³⁾そのことを確認した上で、この暗号は存在しなかった可能性が極めて高いことを指摘しておく。

『時事新報』は角五郎拘引の一報を報じてから事件について何も報じなくなるが、二月二十三日に至って角五郎の嫌疑に関するかなり踏み込んだ記事を掲載している。

……〔角五郎の事件は〕何等の嫌疑に出でたる事か固とより知るに由なけれども、同氏が往年朝鮮政府の聘に応じて職を同政府の外衙門に奉ぜしころ、職掌柄として屢々日本国の状況を縷陳して朝鮮国王を始め同国の頭官に示し、外交上に関し種々の注意を促したる事ありし。其書類中には日本人の書信を引用して例証となしたるもありて、此書類が外国人の手を経て日本政府に達したるにぞ、終に其筋の告発する所となりたるは去年八月中の事なりと云ふ。左れど告発の当時、井上氏ハ米国に赴きて日本国中に在らざりしゆゑ其儘になり居りしに、過般同氏の帰国するや其筋の評議に上りて、遂に今回の事件を見るに至りたるものなれば、詰り其嫌疑ハ同氏の書類中に引用しある日本人の書信と云ふは偽りならん、即ち法律の語を以て之を言へバ私書を偽造せしものなるべしと云ふにありと噂させり。⁽⁶⁴⁾

この記事にいう「日本人」を「福沢諭吉」と読み替えれば、ほぼ事件の概要を伝えている。つまり角五郎が朝鮮の頭官に対して日本との外交上の注意を促す文書を認めた際、福沢の書信と称するものを引用し例証とした。その文書が昨年八月に発覚し、引用した書信が実は福沢の書いたものではなく偽りであったため私書偽造罪に問われると伝えているのである。事件の骨子は正確に伝えているが、それが如何なる内容の文書であったか、またどのような影響を与えたかについては言及されていない。

また、記事中で罪名が「私書偽造罪」とされている点にも検討が必要であろう。角五郎の行為は、私信の中で政府の悪口を書きそれが広まった程度のものであり、文書は印刷物でもなく、角五郎の立場も日本政府にとつては一人であつたから、当初適用し得ると判断されたのは、「私書偽造罪」でしかなかつたらしい。

しかし、予審の終結に当たっては「官吏侮辱罪」が適用されることと決定している。官吏侮辱罪は民権活動家の演説や新聞論説などを取り締まる際、多用された罪名である。たとえば近い時期に、星亨の官吏侮辱事件、先述の北米邦字新聞『新日本』の筆禍事件などがある。⁽⁶⁵⁾「官吏侮辱罪」は「刊行ノ文書図画又ハ公然ノ演説」による侮辱とされていたから（刑法第一四一条第二項）、角五郎のこの事件では、密書を「筆談書」と認定し、多数の朝鮮顯官に対し筆談による「公然ノ演説」をして官吏（井上馨・伊藤博文）を侮辱した、として条文を適用したのであった。前者では、密書の内容について責任を追及できないが、後者では直接的に密書の内容を罪に問うことが出来る上、法廷を非公開にすることも説明がつくという利点があったと考えられる。

なお私書偽造罪の適用が検討されていたことは、次稿（二）で検討する福沢諭吉の予審法廷での証人訊問調書冒頭に「井上角五郎私書偽造被告事件」とあることでも確認できる。⁽⁶⁶⁾

こうして、この事件を「官吏侮辱事件」と認定して予審裁判が終了したのは、報道を比較検討する限り四月初め頃であった。私書偽造罪適用が見送られて以後、福沢はこの事件の当事者ではなくなり、裁判記録に全く登場しなくなる。「予審終結言渡書」も、管見の限り確認することができない。

（二） 東京軽罪裁判所

審理の場は官吏侮辱犯を扱う東京軽罪裁判所に移された。角五郎を担当する弁護士は、福沢の知友元田肇と決まり、⁽⁶⁷⁾元田は四月二十六日頃から予審の関係書類の謄写を始めている。⁽⁶⁸⁾

裁判の開廷は五月二十五日であった。午前九時、三浦判事、福原検事の入廷で裁判が始まると、冒頭、検事より「治安妨害」（治罪法第二二四条）を理由に傍聴禁止が請求され、これが認められた。新聞記者をはじめ

傍聴者は退出を命ぜられ、内容を知ることができなくなる。⁽⁶⁹⁾従つて法廷の経過は新聞報道等から知ることが出来ない。翌二十六日も同様に傍聴禁止であつたが、昼過ぎに公判が中断し、そのまま無期限延期となつてしま⁽⁷⁰⁾う。この理由も、当時は全く不明であつた。

中断の理由は、五月二十九日付で裁判所から司法省を経て外務省に送られた照会によつて明らかになることが出来る。左はその照会全文である。

広島県平民

井上角五郎

右ノ者、官吏侮辱被告事件ニ付目下当裁判所公判々事ニ於テ審理中ノ処、左ニ列記ノ件々確ト慥メ度有之、就テハ外務省ヘ向ケ御照会相成候様致度、此段及上申候也。

東京始審裁判所

検事

渥美

友成印

明治廿一年五月廿九日

司法大臣 山田 顕義 殿

一 去ル明治十八年三四月頃、被告人井上角五郎ヨリ朝鮮政府ヘ差出シタル書面ナリトテ、先般高平代理公使ヨリ送致アリタルモノニ記載アル事実ノ有無。

一 明治十六年中並ニ明治十八年一月中被告人角五郎ハ朝鮮政府ニ雇レタリト云ヘリ、果シテ相違無之哉。若シ相違ナキニ於テハ、該政府ヨリ我政府ハ公然照会アリ允許ノ上雇レタル義ナルヤ。又其年

月日期限等如何。

一 被告人ハ朝鮮政府ヨリ我政府へ照会ノ上雇レタルニ非ザルモ、我政府ヨリ或ル職務ヲ行ハシムルガ為メ俸給ヲ与ヘアリシヤ。現ニ明治十八年中我政府ヨリ月俸百弗ヲ受ケ居リシト云ヘリ。果シテ相違無之哉。

一 朝鮮国外衙門特弁トハ如何ナル官職アルモノナルヤ。又同主事トハ如何ナルモノナルヤ。別入侍トハ如何ナルモノヤ。

以上⁽⁷¹⁾

「密書」の内容、すなわち甲申事変が井上外務卿等の指示によつて惹起された等の記述が事実であるか否か、角五郎が朝鮮政府に雇われていたことの確認、そのことを日本政府が公式に認めていたか否か、角五郎が「或ル職務」のために政府より俸給を得ていたという事実の有無、また角五郎がこの密書を示した相手の役職がいかなるものであるかの確認等が照会の内容である。これに対し、外務省より次の回答がなされている。

明治二十一年五月三十一日起草

同 同 年同月同 日發遣

秘

司法大臣伯 山 田 顕 義 殿

外務大臣伯 大 隈 重 信

本日付貴簡ヲ以テ、井上角五郎被告事件ニ関シ渥美検事ヨリノ上申書相添候御照会之趣了承、即チ左ニ回答申進候条、左ニテ御了知相成度、此段及御回答候也。

一 井上角五郎ヨリ朝鮮政府へ差出シタル書面ニ記載ノ件ハ事実之ナシ。

一 井上角五郎ノ明治十六年中并同十八年中朝鮮政府へ雇ハレ居タルハ事実ト承知スレトモ、我政府ニ於テ其雇入ヲ公認シタルコトナシ。従テ其年月ト期限等相分ラス。

一 井上へ我政府ヨリ俸給ヲ与ヘタルコト之ナシ。

一 朝鮮国外衙門督弁ハ我外務大臣ニ相当シ、主事ハ外務省書記官ノ類、又別入侍トハ宮中ニ出入シテ國王ニ親近スル者ノ通称ニシテ官名ニハアラス。⁽⁷²⁾

外務省の回答は、角五郎の立場からすると、ほぼゼロ回答であった。すなわち、「密書」の内容は事実ではなく、角五郎が朝鮮政府に雇われていたことは知っているが日本政府はこれを公認していたものではない、また角五郎へ政府から俸給を与えたことはない、というのである。

しかし、この回答がなされて以後も公判は再開されておらず、二ヶ月間中断したままであった。その原因は不明であるが、『読売新聞』には次のような記事がある。

○井上氏の公判中止の理由 同氏の被告事件ハ東京軽罪裁判所に於て両日間開廷したるのみにて目下中止なるが、右ハ井上氏の申立てたること或人に関係するが為め取調を要すること出来し、其筋に於て評議中なるが為めなる由なれば、開廷までにハなほ多少の時日を費すならんといふ。⁽⁷³⁾

裁判が「或人」に関係するからその取調が行われているという報道である。控訴審において角五郎は、伊藤博文・井上馨・竹添進一郎・金允植・鄭秉夏の五人を、証人として喚問することを要求しているから、初審裁判においても同様の要求がなされ、それについて何らかの「評議」が行われたと見るのが最も妥当であろう。六月中旬には、公判の早期再開を求めて弁護人元田が三浦判事に書面を差し出したという報道があり、続いて角五郎も元田を通じて再開を催促したという報道がある。⁽⁷⁴⁾

結局、公判が再開されたのは七月三十日であった。この日午前十時半に再開された公判は、やはり傍聴禁止であった。

翌々八月一日午前十時半、傍聴が許され、まず被告人が管轄違いの申立を取り消したことの確認がなされ、引き続き続いて裁判言渡がなされた。その言渡書は左の通りである。⁽⁷⁵⁾

裁判言渡書

広島県備後国深津郡野上村

第八十七番地居住

平民無職業

被告 井上角五郎

二十七年八月

右井上角五郎ニ対スル官吏侮辱事件審理ヲ遂クル処、被告角五郎ハ朝鮮政府ニ雇ハレ、明治十八年四月中

伊藤井上両参議ヲ侮辱センガ為、其職務ニ関シ無実ノ事ヲ構造シ、朝鮮国外衙門即チ公廨ニ於テ外衙門督弁金允植、全主事鄭秉夏、又ハ其ノ他ノ者ニ対シ、公告スルノ意旨ヲ以テ之ヲ演説シタル趣意ハ、

一 昨年五月中、日本ヲシテ徳法兩國ノ密約ニ云々、其実ハ伊藤井上ノ両参議カ之ヲ善シトシタル而已、日本政府ノ知ラサル所ナリ。

一 昨年七八月以来、法国支那ト戦ヒタルトキ云々、日本政府ノ知ラサル所ナレハ、伊藤井上ノ両氏大ニ苦メリ。

一 伊藤井上ノ両氏カ、独リ国政ヲ擅ニセンコトヲ図ルモ、未タ曾テ其初志ヲ棄テス、是ヲ以テ夔ヲ朝鮮ニ開カント欲シ云々。

一 其氏カ特ニ衆人ニ告ケテ云々、当時在朝鮮ノ識者カ皆其挙動ヲ訝ル、実ハ井上氏之ヲシテ然ラシムルニ係ルナリ。

一 全十二月四日變アリ、朝鮮人某々旧ト謀アリト雖トモ、安ソ六大臣ヲ殺スニ至ランヤ、而シテ終ニ之ヲ殺シタルモノハ云々、然ラハ則チ昨年十二月ノ變、其實ニ任スルモノハ、伊藤井上ノ両氏ニ非ラスシテ果シテ誰ソヤ。

一 伊藤井上ノ両氏、法国ノ報ヲ伝聞シ云々、進退維谷リ云々、然ルニ両氏ハ日本参議中尤智謀アルモノナリ、將サニ復タ一策アラントス、為朝鮮者豈畏レサルベケンヤ。

右ノ事實ハ即チ公然ノ演説ヲ以テ官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタルモノト認定ス。其証憑ハ被告人カ当公廷ニ於テノ陳述、予審判事警察官カ作リタル被告人ノ調書、被告カ自作自筆ナリト見認メタル筆談書及ヒ參考文書、即チ高平公使ヨリ外務省ヘ送リタル伊号呂号並ニ甲乙両号ニ依リ充分ナリトス。

因テ之ヲ法律ニ照スニ、

刑法第四百十一条第二項ニ該当スルヲ以テ、其第一項ニ照シ重禁錮一月以上一年以下、附加罰金五円以上五十円以下ノ範圍内ニ於テ、被告井上角五郎ヲ重禁錮五月ニ処シ、罰金三十円ヲ附加スル者也。

明治二十一年八月一日 東京輕罪裁判所公廷ニ於テ、

検事福原直道立会宣告ス。

始審裁判所判事 三 浦 芳 介

裁判所書記 柴 茂 三 郎

角五郎は、朝鮮外衙門すなわち「公廨」において、「筆談」による「公然ノ演説」によつて井上馨外務卿及び伊藤博文宮内卿の二人の官吏を侮辱したと認定され、重禁錮五ヶ月、罰金三十円を宣告された。条文適用については、先述の通りである。

なお、言渡書において、証拠として採用されているのは「被告カ自作自筆ナリト見認メタル筆談書及ヒ参考文書、即チ高平公使ヨリ外務省ヘ送リタル伊号呂号並甲乙両号」となっている。これらはすべて本稿中で全文紹介したものであり、引用した史料と次のように対応するものである。

甲号 井上角五郎日記（写本）

乙号 福沢諭吉手記（写本）

丙号 福沢諭吉手記（角五郎直筆）

伊号 井上馨宛高平小五郎外交機密信第九十号（明治二十年七月二十五日付）

呂号 井上馨宛高平小五郎外交機密信第九十四号（明治二十年八月二日付）

(三) 東京控訴院

八月二日すなわち初審裁判言渡の翌日、角五郎は判決を不服として東京控訴院へ控訴した。⁽⁷⁶⁾ 控訴審は十月一日に開廷したが、再び檢察官の要求により傍聴禁止とされた。

角五郎は、最初に管轄違いの申立を行ったとみられ、同月三日に傍聴が許可されて（治罪法二六四条）、管轄違いの申立に対する言い渡しが行われた。言渡書は左の通りである。⁽⁷⁷⁾

言 渡 書

広島県備後国深津郡野上村

八十七番地平民無職業

被 告 人 井 上 角 五 郎

二十七年十月

右井上角五郎ノ官吏侮辱被告事件ニ付キ、本案ハ朝鮮国即チ外国ニ在リテノ所為ニ係ルヲ以テ、本邦裁判所ノ管轄ニ属スベキモノニアラズトノ理由ヲ以テ、被告角五郎ヨリ管轄違ノ申立ヲ為シタリ。因テ審案スルニ、本案被告事件ノ趣旨ハ、被告角五郎カ朝鮮国在留中、本邦官吏ノ職務ニ対シ侮辱ヲ加ヘタリト云フニ在リ。然レハ本邦人カ、外国ニ在リテ本邦人ニ対スル罪ヲ犯シタリトノ被告事件ナリトス。茲ニ本邦ト朝鮮国ノ条約文ヲ閱スルニ、其第十款ニ於テ、朝鮮人ニ交渉スル事件ト雖モ、本邦人ノ犯シタル罪ハ本邦

ノ法律ニ依リ、且本邦裁判所ノ裁判權ニ委スルノ明文アリ。況ヤ外人ニ交渉ナキ事件ニ於テヲヤ。其裁判權ノ本邦裁判所ニ屬スルヤ疑ヲ容ル、処ナキモノトス。又我治罪法第四十五条ニ、外国ニ在テ犯シタル罪、日本国ノ法律ニ依リ処断スベキ者ニシテ、内地ニ於テ被告人ヲ逮捕シタルトキハ逮捕ノ地ヲ以テ其管轄ナリトス云々。此事件ニ付キ被告角五郎ノ逮捕ヲ受ケタルハ、東京輕罪裁判所管内ニアレハ、東京輕罪裁判所ヲ以テ適法ノ管轄ナリトス。然レハ其控訴ヲ当院ニ於テ管轄スルハ、素ヨリ適法ニシテ動カス可ラサルモノトス。因テ管轄違ノ申立ヲ棄却スル者也。

明治廿一年十月三日、東京控訴院公廷ニ於テ、

検事岩田武儀立会言渡ス。

東京控訴院刑事第一局

控訴院評定官 鳥居 断三 印

陪席評定官 木村 寿一郎 印

仝 高野 孟矩 印

裁判所書記 岩佐 松太郎 印

自由民権裁判等において管轄違いを申し立てることは、抵抗の常套手段であつたが、角五郎の場合、国外での行為であるから日本の裁判所の管轄に属さないとして、管轄違いを主張しようである。しかし裁判所は、条約や治罪法を根拠に、管轄が正当に属するとして申立を棄却したのである。

十月十五日、傍聴禁止で公判が再開された。この公判については、「公判始末書」が存在し、公判の全容を

詳細に知ることができる。⁽⁷⁸⁾ その全文を挙げれば左の通りである。

明治二十一年刑第二百九十五号

井上角五郎被告事件公判始末書

明治二十一年十月十五日午后零時三十分、東京控訴院於テ、裁判長控訴院評定官鳥居断三、陪席同評定官木村喬一郎、同高野孟矩ハ、検察官検事岩田武義、書記山崎輝光、立会ニテ、本月三日井上角五郎カ裁判管轄違ノ申立ヲ棄却セラレタル、官吏侮辱被告事件ヲ公判ス。

一 本案ハ治安ニ妨害アルモノト認ルヲ以テ、検察官ノ請求ニ因リ、傍聴禁止ノ旨裁判長ヨリ告ケラレタリ。書記ハ命シテ禁傍聴牌ヲ掲ケシメタリ。

一 被告人ハ監獄ヨリ引出サレ、身体ノ繁鎖ヲ受ケス、守卒之ヲ引導シ、弁護人元田肇ト共ニ出廷ス。

一 被告人ハ尚弁護人一員ヲ増サンコトヲ請求ス。裁判長ハ之ヲ許ス。代言人野口本之助出廷ス。

但曾テ依頼アリシモノト見ヘ、直ニ廷外ヨリ入リタリ。

一 裁判長ハ前回乃本月三日被告人控訴ノ趣旨ヲ申立タル処、管轄違ノコトヨリ之ヲ中止シタリ。

依テ本按ノ事実ヲ陳述スヘキ旨ヲ告ケ。

一 被告人ハ、始審ノ裁判ハ事実ト相違セリ、先其要ヲ挙ケンニ、明治十八年四月中ハ日本ニ在テ韓ニ在ラス、而シテ外衙門ノ属舎云々、是被告人ノ居宅トシテ同政府ヨリ与ヘラレタルモノナリ、之ヲ公廨ト認メラレタルハ当ヲ得サルナリ。

本按ノ筆記ハ、金允植鄭秉夏ノ兩人而已ニ示シタルモノナレハ、公然ノ演舌ニアラス、尤金允植ハ外

務大臣ニシテ鄭秉夏ハ秘書官ナリ、被告人ハ其雇人ナレハ密事ヲ話スレハ敢テ怪ムニ足ラス。手書ノ筆算ハ演説ト云フヘカラス。

扱従是被告人ノ目撃シタル所ヲ陳供スヘシ。

竹添進一郎ハ京城ノ変乱ニ関シタリトノコト、是伊藤博文井上馨ノ命令ニ出タルコト、清仏戦争ヲ奇貨トシ井上馨ハ之ニ乗セントシテ竹添進一郎ニ訓令シタルコト、被告人ハ馬関ニ於テ伊藤博文ニ面会シタルコト。

抑被告人カ竹添進一郎ト知人トナリタルハ、明治十五年十一月中同人モ渡韓シ自分ハ同航シタルヨリ起リ、明治十六年交際稍々熟シ、同氏語テ曰、日本党ハ佐クヘカラス、支那党ヲ助クヘシ扨ト、當時井上馨ハ朝鮮人朴泳孝等ニ横浜正金銀行ヨリ拾七万円貸与ヘラレタリ。

暫クアリテ被告人ハ日本ニ帰ル。是支那政府ヨリ朝鮮政府ヘ照会アリ、実ハ逐斥ケラレタルナリ。竹添進一郎又被告人ニ渡韓ヲ勸ム。旅費モ給スヘシ、又一切ノ世話ヲモ為スヘシト。是清仏事件ニ因テ謀ヲ為スノ秋ナリ。井上馨モ大賛成スト云ヘリ。再ヒ朝鮮ニ行クヤ政府ノ方向未タ定ラス、支那ニ備センカ日本ニ頼ランカ、露国ニ与ミセンカ、被告人モ此議ニ容喙シタルコトアリ。

竹添進一郎曰（被告人カ陳述）、清仏弥戦フ、仏ハ強ク清ハ弱シ、此時ニ乗シテ朝鮮ノ独立ヲ図ルヘシト。被告人ハ竹添進一郎ニ対シ日本政府主義ノ在ル所ヲ問フニ、清仏ノ戦ニ乗シ朝鮮ヲ独立サセ、清ハ討ツヘシト己ニ訓令追モ携ヘタリト云ヘリ。於是乎被告人ハ探偵ニ従事シタリ。朝鮮国ハ日本ニ払フヘキ六千万円ハ滞ルモ、日本天皇陛下ハ之ヲ促サス、却テ之ヲ贈与セラルヘシト竹添公使カ詔ヲ奉シテ国王ニ伝ヘタルモ、国王ノ応答如何ハ知ルヲ得ヘカラス、知テモ亦言フヘカラス。

此金員モ日本ヨリ徒ラニ贈与セラレタルニアラス、朝鮮ノ独立ヲ計画スル為ナリト云ヘリ。尤日韓修好条規ハ韓ト清英等ト違フ所アルヲ詰リタルコトアリ。

十一月三日天長節、日本公使館ハ宴ヲ催シ、米国公使英国領事アストン及支那官吏日本海軍士官等ヲ請待ス。此海軍士官カ公衆ノ前ニ於テ、支那ハ(ナマコ)ノ如キ国ナリト云ヘリ。条約国ニ対シテハ欠妥ノ語ナリ。竹添公使ハ彼金玉均ト交際最親密ニシテ、十七年変乱モ謀主ハ竹添公使カ正犯ナリト云ハサルヘカラス。是等モ伊藤井上両氏ヨリ承リタル処ナリ。

一 裁判長ハ、今縷述スル所ハ本按ニ付強テ必用トモ不被思、只如此コトアリトノ談話ニ過キスシテ、空ク消光ノ恐レナキ能ハス。被告人ハ解シ違ヒニテモ致シ居ルヘシ、本職ノ承ハラントスル所ハ、兩人ヲ侮辱云々公廨テアルトカ秘密デアリシヤカ、緊要的ナリ。尤其趣旨ハ前ニ陳述セラレタレハ復聴クヲ要セサルナリト云。

一 被告人ハ、全ク其事実ノ在ル所ヲ誤解シタリ。彼ノ筆記ハ外衙門属舎ニ於テ金允植鄭秉夏ニ示シタルニ過キサレハ、公廨又ハ刊行ニアラスト云。

一 裁判長ハ、証憑書類ヲ示シ弁解ナキヤヲ問。

一 被告人ハ、是則自分ノ筆記ニ係ルモノヲ金允植カ鄭秉夏ノ内ニテ持行タルモノ。其他ハ自分ノ日記ト本案ニ関係ナキ書類ナリト答。

但該筆記モ月日違ヘリト云。

一 裁判長ハ、予審調書ニ三月四月頃ト覺ユトアリ、如何ヲ問。

一 被告人ハ熟考スル処、四月廿三日ハ馬関ニ在テ朝鮮ニ在ラス、然レハ月日違フナリ、此筆記ハ明治十

- 八年一月ト五月ト兩度、前半後半ナリト思考スト答。
- 一 弁護人ハ裁判長ニ、被告人ニ訊問スヘキコトヲ請フ。五月ナルコトハ始審於テハ不申立、今日ニ申立ルカ如何ノコトナルヤ。
 - 一 被告人ハ、否予審第八回ニ申立アリタリト答。
 - 一 裁判長ハ、本月九日附ヲ以テ願出タル証人五名乃伊藤博文、井上馨、竹添進一郎、朝鮮人金允植、鄭秉夏ハ、何ノ理由アリテ喚問スヘキヤヲ問。
 - 一 被告人ハ、伊藤井上竹添ノ三氏ハ自分へ命令ヲ与ヘタル人、又金鄭兩人ハ彼筆記ヲ携ヘタルコトヲ証スル為ナリト答。
 - 一 裁判長ハ、貴臣ヲ訟廷ニ立タシムルコトハ治罪法ノ許サル所ナリ、其他ノ外人モ亦呼出スニ難キモノナリ、併シ証人トシテ訊問スルノ手續ハ、貴臣ニ就テハ為ス方法ノ在ルアリ、意見ナキヤヲ檢察官ニ問。
 - 一 檢察官ハ、無論御斥ケ相成度旨ヲ答。
 - 一 裁判長ハ、陪席協議ノ上、証人喚問願ハ勿論其手續ト雖モ棄却スト告ケタリ。
 - 一 弁護人ハ、証人呼出願ヲ、其手續ヲ請求スト訂正シタキ旨申立ル。但、其手續ヲ為サルニ付テハ異議ノ申立ヲ為シタリ。
 - 一 裁判長ハ、異議ノ申立ニ付檢察官ニ意見ヲ問。
 - 一 檢察官ハ、是亦却ケラレンコトヲ求ムト云フ。
 - 一 裁判長ハ、列席協議ノ上弁護人ノ異議ノ申立ヲ棄却ス。

- 一 弁護人（元田肇）ハ、裁判長ニ被告人ヲ訊問スヘキコトヲ請フ。左ノ廉ニ、
 - 一 筆記ヲ渡シタリト云フハ兩度ナルヤノコト。
 - 一 右ハ一月五月共全部兩人ニ示シタリヤノコト。
 - 一 場所ハ私邸ナリヤノコト。
- 一 始審公判始末書ニ（然ラハ此書面ニ云々）トアルコト。
- 一 裁判長ハ之ヲ被告人ニ問。
- 一 被告人ハ左ノ通答。
 - 一 筆記ヲ示シタルハ、一月ハ兩氏、五月ハ金允植而已。
 - 一 場所ハ、官ヨリ修繕等ヲ加フルモ私邸ナリ。
 - 一 始審ノ（然ラハ此書面云々）ハ、被告人日記ノコトナリ。
- 一 下答。
- 一 裁判長ハ、調書ノ朗読ハ之ヲ畧シ朗読シタルモノト為シ、利不利ノ証ニ採ラントス、異議ナキヤヲ檢察官弁護人ハ異議ナシト答。
- 一 檢察官弁護人ハ異議ナシト答。
- 一 木村陪席評定官ハ、裁判長ニ告ケ被告人ニ左ノ廉々ヲ訊問ス。
 - 一 金允植、鄭秉夏兩人居ル其場ニ於テ筆記シタルモノカノコト。
 - 一 一月五月ハ金允植ト二人ニシテ、日ハ何日ナルヤノコト。
- 一 被告人ハ、其場ニ於テ筆記シシタルハ一月ハ廿日頃ヨリ廿三日頃、兩人其場ニ在リ、五月ハ詳カ

ナラサレトモ十日頃ト思ハレ、金允植ノ外二人ナシト答。

一 裁判長ハ、事実ノ訊問証憑調ハ終リタル旨ヲ告ク。

一 檢察官ハ、本案井上伊藤両氏ヲ職務上侮辱シタルコトハ明瞭ナリ、然レトモ演説ニアラス、公会ニアラスト被告人ハ陳述スルモ、余ハ之ニ対シテ弁解セン、演説ナリ、公然ナリト。

被告人ハ、今日ニ在テ明治十八年一月中ナリト云フモ、三月中在韓ナルハ明瞭ニシテ、始審裁判モ之ヲ認定ス。然ルニ今日又被告人ハ五月中ナリト云ヘハ、一層期滿免除ヲ得ル能ハサルノ結果ヲ来シタリ。又外衙門属舎ハ一己ノ住居ニシテ公会ニアラスト云フモ否ラス、属舎ハ日本ノ官舎ナリ、又金允植、鄭秉夏ノ外ニハ示サスト云フモ、誰ノ別ナク知ラシメタルナリ、決シテ秘書ト云フヘカラス、公然ノ演説ニ外ナラス、伊藤井上両氏ヲ陰惡危険ナリト侮辱シタルハ、実ニ著名ナル上ハ、原裁判所カ刑法第四百一条ヲ適用シタルハ瑕瑾ナキ裁判ナレハ、取消スヘキ原由ナシ、認可アランコトヲ求ム、是法律ノ適用上進テ陳述スル如此ト論告シタリ。

一 裁判長ハ、今檢察官ノ法律適用迄モ進テ論告セラレタリ、答弁ナキヤヲ被告人ニ問。

一 被告人ハ、三四月在韓セス、属舎ハ私邸ナルコトヲ再論シタリ。

一 弁護人（元田肇）ハ、属舎ニ於テ金鄭両氏ノ外ニ示シタルノ証ナク、公然ノ演説ナリトハ檢察官口頭ノ陳述ニシテ其証ヲ举ケス、又被告人四月中在韓ナラサルハ為証憑今日提供シタル時事新報ヲ以テモ知ルヘシ、刑法ノ所謂刊行ノ文書言語又形容ニモ当ラス、一月ノ筆記ヨリ算スレハ已ニ期滿免除ニシテ、被告人ノ云フ五月ニ至ルハ金允植一人ナレハ罪トナラス、又始審裁判所ヘハ期滿免除ノ申立ヲ為スモ何等ノ裁判ナカリシハ不当ナリ、又被告人ノ渡韓ハ私利ヲ営ムニアラス、密使ナレハ黯々裡賞賚

抑揚ハ自ラ許ス所ニシテ犯罪ニアラス、宜シク御洞察アリタシ。故ニ本件ハ始審裁判ヲ取消サレ、無罪（期滿免除）又ハ（罪トナラス）放免アランコトヲ請フト陳述シタリ。

一 弁護人（野口本之助）ハ、刑法第四百四十一条第二項ハ本按ニ適セス、公会ニモ又ハ刊行ノ文書ニモアラス、又秘密書ナレハ之ヲ罰スル法律ナシ、依テ罪ナシ、速ニ放免アランコトヲ希望スト陳述シタリ。

一 裁判長ハ、尚陳述スヘキコトナキヤヲ問フニ、被告人弁護人ハ已ニ尽キタリト申立タリ。

一 裁判長ハ、審問終結追テ裁判可及旨ヲ告ケ閉廷シ、本庁之ヲ評議シタリ。

一 明治二十一年十月十九日、列席前日ノ通ニテ、裁判長ハ別紙裁判言渡書ノ如ク原裁

判認可ノ宣告ヲ為シ、此言渡ニ対シテハ上告スルコトヲ得ヘク、其期限ハ三日内トス、言渡書ノ謄本又ハ抜書ハ自費ヲ以テ求ルコトヲ得ヘキ旨ヲ告ケ、犯人等ヲ退カシメタリ。

以上公判始末書ヲ作り、左ニ署名捺印ス。

裁判所書記 山崎 輝光 印

裁判長控訴院評定官 鳥居 断三 印

始末書によれば、元田肇に加えて新たに野口本之助が弁護に加わり、弁護側から①「筆記」の書かれた日時・場所・筆談相手の再審理、②証人喚問の請求がなされた。

まず①については、始審において「明治十八年四月中」、場所は「朝鮮国外衙門」、「外衙門督弁金允植、同主事鄭秉夏又ハ其他ノ者」に対してなされた筆談であると認定されていた。これに対して角五郎は、筆記を前半後半に分け、前半は「明治十八年一月」後半は「五月」とし、場所は「外衙門属舎」であるが、ここは「私

郎」であり「公廨」ではないと述べ、また筆談相手は「二月ハ両氏〔金允植と鄭秉夏〕、五月ハ金允植而已」と供述した。

これは戦術的な主張と見られ、弁護人は「一月ノ筆記ヨリ算スレハ已二期満免除ニシテ、被告人ノ云フ五月ニ至ルハ金允植一人ナレハ罪トナラス」と主張している。つまり、明治十八年一月の筆記であれば、期満免除（時効）にかかり、五月に見せたのは金允植一人であるから「公然」に当たらず無罪であるというのである。

この主張は期満免除と無罪を導くための口実の感があることは否めないが、すでにみてきたとおり、「福沢諭吉記事」は十八年三月初旬に関泳翊に示したものに五月頃手を加えて完成したものとみることが出来るので、「三月」と「五月」に記したものであるとすれば、理がある。しかし、裁判所は前後に分けること自体を認めず、両者をまとめて「四月」と認定したのである。「四月」という認定は、事件の経過に照らして確かに誤りである。角五郎は四月中明らかに日本にいたからである。

②の証人喚問は十月九日付をもって願出たもので、伊藤博文・井上馨・竹添進一郎・金允植・鄭秉夏の五人の呼び出しを要求するものであった。その理由を角五郎は「伊藤井上竹添ノ三氏ハ自分ニ命令ヲ与ヘタル人、又金鄭兩人ハ彼筆記ヲ携ヘタルコトヲ証スル為ナリ」と答えている。しかし喚問の手続きも含めて全面的に棄却された。

以上二つの主張がいずれも退けられると、裁判官は、陳述が「已ニ尺キタ」ことを宣言して審問終結となった。

十月十九日、裁判の言い渡しが行われ、原裁判の全部を認可する旨宣告された。裁判言渡書は左の通りである。⁽⁷⁹⁾

裁 判 言 渡 書

広島県備後国深津郡野上村
第八十七番地居住平民

無職業

被 告 人 井 上 角 五 郎

廿七年十月

右井上角五郎ノ官吏侮辱被告事件ニ対シ、明治廿一年八月一日東京輕罪裁判所カ言渡シタル裁判ニ服セス、被告井上角五郎ヨリ控訴ヲ為シタルニ付、之レカ審理ヲ遂クル処、被告角五郎ハ朝鮮政府被雇中即チ明治十八年四月日不詳、伊藤井上両参議ノ職務ニ対シ、之ヲ侮辱セン為メ、両参議ハ昨年五月日本ヲシテ徳法兩國ノ密約ニ云々其実ハ日本政府ノ知ラサル処ナリ、昨年七八月以來法国支那ト戦ヒタル時云々日本政府ノ知ラサルトコロナレハ、伊藤井上ノ両氏大ニ苦メリ、伊藤井上ノ両氏カ独リ国政ヲ擅ニセンコトヲ図ルモ未タ曾テ其ノ初志ヲ棄テス、是ヲ以テ釁ヲ朝鮮ニ開カント欲シ云々某氏カ特ニ衆人ニ告ケテ云々當時在朝鮮ノ識者ガ皆ナ其ノ挙動ヲ訝ル、実ハ井上氏之ヲシテ然ラシムルニ係ルナリ、昨年十二月四日變アリ、朝鮮人某々旧ヲ謀アリト雖モ安ソソ六大臣ヲ殺スニ至ランヤ、而シテ遂ニ之ヲ殺シタル者ハ云々然ラハ則チ昨年十二月ノ變其ノ責ニ任スルモノハ伊藤井上ノ両氏ニ非スシテ誰ソヤ、伊藤井上ノ両氏法国ノ報ヲ伝聞シ云々進退維レ谷リ云々然ルニ両氏ハ日本ノ参議中最モ智謀アルモノナリ、将サニ復タ一策アラントス為朝鮮者豈畏レサルヘケンヤ云々無実ノ事項ヲ構造シ、朝鮮国外衙門即公廨ニ於テ外衙門督弁金允

植同主事鄭秉夏又ハ其他ノ者ニ対シ公告スルノ意旨ヲ以テ、演舌ヲ以テ官吏ノ職務ニ対シ侮辱ヲ与ヘタルモノナリト認定ス。

其証憑ハ、被告人ノ陳供、予審判事警察官ノ作りタル被告人ノ調書、被告カ自作自筆ナリト認メタル筆談書及參考文書、即高平公使ヨリ外務省ヘ送リタル伊号呂号并甲乙丙号ニ依リ充分ナリトス。之ヲ法律ニ照ラスニ、

刑法第四百一条第二項ニ抛リ、其前項ニ照ラシ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ、五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加スヘキ罪ニ該ル。然レハ原裁判所カ以上ノ同事実ヲ認メ同法律ヲ適用シ、重禁錮五月罰金三十円ニ処シタルハ適當ニシテ、取消スヘキ原由ナル。因テ治罪法第三百六十八条第三百四十四条第一段ニ随ヒ、原裁判言渡ノ全部ヲ認可スルモノナリ。

明治二十一年十月十九日 東京控訴院公廷ニ於テ、

檢察官岩田武儀立会宣告ス。

刑事第一局

控訴院評定官	鳥居 断 三
同	木村 喬 一郎
同	高野 孟 矩
裁判所書記	山崎 輝 光

(四) 上告取り下げと大赦

角五郎は宣告の翌日すなわち十月二十日に上告した。角五郎の回想によれば、憲法発布の「特赦」があることを伝え聞き、翌年一月十五日に上告取り消しを願ひ出て許可され、一週間程度の入獄を経て二月十一日の憲法発布で「特赦」出獄したという。つまり、ぎりぎりまで最大限の抵抗をしたという回想である。しかしこれも事実と相違する。次に掲げるのは『時事新報』の記事である。

○井上角五郎氏 は去る十九日東京控訴院の言渡しに対し不服の旨を以て、翌廿日上告申立をなしたるよしなるも、思ふ処ありて前裁判に服従し、廿三日右上告の取消願を差出し、一昨廿四日許可ありたるに付昨廿五日市ヶ谷監獄署に送致されたる由。五月間の禁錮なれば来年三月廿二日ならでは出獄せずとなり。⁽⁸⁰⁾

報道によれば、十月二十三日には上告取り消しを出願し、翌二十四日に許可され、二十五日には市ヶ谷監獄に送致されているのである。⁽⁸¹⁾

角五郎が出獄したのは翌明治二十二年二月十一日、大日本帝国憲法発布の「大赦」によるものであった。その申渡書は次の通りである。⁽⁸²⁾

広嶋県平民

井上角五郎

右明治廿一年十月十九日東京控訴院ニ於テ処断ヲ受ケタル官吏侮辱ノ罪ハ、本年勅令第十二号大赦ニ由リ

消滅ス。

明治廿二年二月十一日

東京控訴院

検事長 高木 秀臣

角五郎の上告取り下げが憲法発布大赦を見越したものであったかは確認できない。出獄予定は三月二十二日であったから、大赦によって短縮されたのはわずかに一ヶ月程度の服役期間に過ぎない。期日に大差ないとしても、大赦の期日の直前まで争ったか、控訴審言い渡し直後に服役したかでは、裁判に対する「抵抗」の姿勢として印象が大きく変わることには確かであろう。

出獄した角五郎は、後藤象二郎の大同団結運動に合流して自由党系の活動家として活躍、出獄早々米沢の演説会で暴行事件を起こして、話題を呼んでいる⁽⁸³⁾。血の気の多さは、明治二十三年に衆議院議員となっても衰えることが無く、度々院内の暴力沙汰に登場するなど、⁽⁸⁴⁾ 壮士肌の名物議員として「喧嘩ッ早いことで有名」となっている⁽⁸⁵⁾。

六 むすび

以上のように、明治二十一年に井上角五郎が拘引された事件を、角五郎を中心に追う限り甲申事変の責任を福沢諭吉らに転嫁しようとの政府の意図に基づく事件であった形跡は見られない。事件の原因は甲申事変後に

朝鮮で流布した「井上角五郎日記」「福沢諭吉記事」の二通の文書であり、それらを形式上官吏侮辱罪に問いつつ、実質において日朝の外交関係を阻害していたことの責任を追及するものであった。すなわち、裁判によって福沢と朝鮮の問題を表面化しようという明治政府による積極的な政治意図は認められず、井上や竹添が事変の首謀者であったという説が、再び蒸し返されることを警戒するという消極的な政治意図だけが認められるのである。むしろ、問題の沈静化と速やかな関係者の処罰だけが望まれていたというべきであろう。事件に関する角五郎証言の詳細と、事実の相違については、いちいち指摘しなかったが、改めて主なものを示せば次表の通りである。

予審法廷	井上角五郎回想（角五郎伝）	実際の経過
記録謄写	一四九回の予審廷	二月三日～四月初旬
東京軽罪裁判所	予審記録の閲覧許されず	弁護士が予審記録を謄写
東京控訴院	八月一日開廷、即日判決	五月二十五日開廷、八月一日判決 (公判 5/25、26、7/30)
大審院	十月一日開廷、三日判決	十月一日開廷、三日管轄違い申立の棄却、十九日判決 (公判 10/1、10/3、10/15)
収監期間	十月四日上告、一月十五日取下	十月二十日上告、二十三日取下
赦免理由	七、八日間 憲法発布特赦	十月二十五日～二月十一日 憲法発布大赦

しかし疑問は残る。福沢は本当にこの事件と無関係であったのだろうか。本稿では、この点については必ず

しも十分検討できなかった。次稿（二）において、福沢と事件の関係を詳細に検討し、あわせてこの事件が福沢と甲申事変をめぐる理解に与えた影響についても検討したい。

註

- (1) 井上角五郎談「関係書類は何もない」（葛生東介『金玉均』、大正五年）。
- (2) たとえば、富田正文『考証福沢諭吉』（岩波書店、平成三年）下、六七三頁は「要するに、甲申事変は日本政府のあずかり知らぬところで、民間有志者が井上角五郎らを指弾してやらせたことであることを証拠立てようとしたものようである」と事件を総括し、また『福沢諭吉書簡集』5（以下『書簡集』と略記。岩波書店、平成十三―十五年）、三八七頁は、「結局、この事件は、井上馨が黒田清隆への対抗上、自己の甲申事変への関与を否定して、福沢ならびに後藤象二郎に責任を転嫁し、さらには自由民権運動最後の盛上りともいえる大同団結運動を牽制しようという意図に出たものであった」と記している。これらは角五郎の証言を是認した上の事件把握である。
- (3) 『角五郎伝』一三二頁以下。
- (4) 密書本文は、「挙動取調」中の写本を基本として、「三島通庸関係文書」中の二種類の写本も参考に翻刻した。
- (5) 『秘書類纂・朝鮮交渉資料』（昭和十一年）中、五七―六二頁。この密書に言及しているものに、彭沢周「清仏戦争期における日本の対韓政策」（『史林』43（3）、昭和三十五年五月）、一四―一二頁。高橋秀直「形成期明治国家と朝鮮問題」（『史学雑誌』98（3）、平成元年三月）、三五頁註（33）、山辺健太郎『日本の韓国併合』、一七六―七頁、金鳳珍「朝鮮の開化と井上角五郎」（『東洋文化研究所紀要』40、平成十二年十二月）、四五七頁の註5など。
- (6) 野瀬和紀「清仏戦争と日本外交」（『朝鮮学報』82、昭和五十二年一月）、前掲、高橋秀直「形成期明治国家と朝鮮問題」など参照。

- (7) 牛場は朝鮮政府の直接の雇用によるものであり、角五郎は私費留学の扱いである（『外務省記録』385旅券）。
- (8) 井上角五郎「福沢先生の朝鮮御経営と現代朝鮮の文化とに就いて」（昭和九年）、二頁。
- (9) 井上角五郎宛福沢諭吉書簡（明治十六年七月一日付）『書簡集』3、三〇七―三〇九頁。十七年八月の再渡韓後の福沢書簡にも「是（角五郎）も朝鮮にて身を起し候方可然存候」という言及が見える。福沢一太郎宛福沢書簡（明治十七年七月七日付）『書簡集』4、一六二頁。
- (10) 「京城変乱始末」（『福沢諭吉全集』20、岩波書店、昭和四十六年）には、明治十七年五月に角五郎が帰国した事情として、『漢城旬報』への執筆を清国人に非難されたことと、朝鮮政府の月給が甚だ少なく、活計を維持できなかったこと、の二点を挙げており、八月に再び朝鮮に渡ったのは、井上外務卿から保護金を得て『漢城旬報』への日本の影響力を維持することを命じられたからであると記している。
- (11) 井上馨宛角五郎書簡（明治十八年四月六日付）、「井上馨関係文書」。「京城変乱始末」。資金は外務卿の個人的な資金や機密費等から支出したものと推測され、外交機密信に角五郎が登場する際は、いちいち名前が明記されている。
- (12) 『秘書類纂』上、二六八・二七八・二八五・二八六―七頁。
- (13) 「井上角五郎氏」『時事新報』（明治十七年十二月十九日付）。
- (14) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』（昭和十五年）上、一〇五一頁。
- (15) 「公文別録」朝鮮事変始末・明治十七年・第二卷・明治十七年（国立公文書館蔵）の明治十八年二月と三月の近藤代理公使の報告に密報者として二度名が出ている。
- (16) 山辺健太郎氏はこの書簡を明治十六年と推定し、角五郎が渡韓当初から外務省の指示を受けていた証拠とし、政府と福沢・後藤の関係が強かった根拠としている（前掲『日本の韓国併合』、一三三頁）。しかし、李銀姫「開化期朝鮮における井上角五郎の活動と朝鮮観」（『お茶の水史学』32、平成二年三月）・李鍊「韓国の新聞成立に果たした井上角五郎の役割」（『新聞学評論』37、昭和六十三年四月）・崔碩堯「甲申政変期の井上角五郎」（『日本歴史』533、平成

- 三年十月）などが指摘しているように明治十八年が正しい。
- (17) 井上馨宛井上角五郎書簡（明治十八年四月六日付）、「井上馨関係文書」。
- (18) 『角五郎伝』、七五―八〇頁。このことは『福沢諭吉伝』3、三四五頁にも言及されている。
- (19) 榎本武揚宛原敬書簡（明治十八年三月十八日付）、外務省外交史料館蔵。この書簡は『原敬関係文書』には収録されていない。
- (20) 鈴木栄樹「福沢諭吉と田中不二麿再論」（四）、『福沢手帖』129、平成十八年六月。
- (21) 井上外務卿宛近藤代理公使機密信「日清開戦セハ閔泳翊ハ日本へ赴ク旨井上角五郎ハ語りタル件」（明治十八年三月十二日付）『日韓外交資料集成』（敎南堂書店、昭和三十七年）3、二四二―二三頁。井上外務卿宛近藤代理公使機密信「日清ノ衝突ヲ避クル為メ清国へ撤兵ヲ乞ヒ国王保護ノ為メ英兵ヲ依頼スル件」（明治十八年三月日未詳）、同書、二四四―四五頁。
- (22) 井上角五郎「帰航日記」『時事新報』（明治十八年三月三十日付）。
- (23) 井上角五郎「帰航日記」『時事新報』（明治十八年三月二十六日付）。
- (24) 井上角五郎「帰航日記」『時事新報』（明治十八年三月三十一日付）。「朝鮮近報」『時事新報』（明治十八年三月二十日付）。角五郎の帰国理由は、『角五郎伝』では、日清開戦が実現しなかったために立場がなくなったから、とされているが、『時事新報』報道には、二月二十五日に故郷福山の「老母京城ノ変ヲ聞キシ以来余ヲ見ルヲ欲スルコト甚タ切ニ且ツ病アリ」と連絡があったことであるとされている。
- (25) 井上角五郎「渡航日記」『時事新報』（明治十八年五月四日付）。
- (26) 「井上角五郎氏」『時事新報』（明治十八年五月十五日付）。
- (27) 近年韓国では「甲申日録」は福沢による偽作であるという見解が登場しているが（姜範錫氏の見解）、金玉均自筆の写真が存在し（前掲葛生「金玉均」口絵）、関東大震災までその自筆原本が存在したことはほぼ確実であり（琴乘

洞『金玉均と日本』、緑蔭書房、平成十三年、一〇〇九頁）、また金玉均自身が「甲申日録」について、「故あつてあ、書いたが実録ではない。時期を見て本当のことを書き度いと思ふと云つていた」という回想がある（『古筠』第二十三号、昭和十二年十一月、二頁）。福沢の偽作とする見解は十分論証されているとは到底いえない。

- (28) 井上馨宛機密信稿（明治十八年六月十一日付）『原敬関係文書』（日本放送出版協会、昭和五十九—平成元年）4、五五〇頁。

- (29) 李鴻章宛朝鮮国王書簡（光緒十一年五月二十六日付）『李文中堂全書』（民国十年）70（17）、三三—三三丁。「福沢諭吉之録本已於丁軍門回附達竊揣神運險度燭破無遺而彼所蓄意極其殊常況有兇徒做謀難測駐防若撤疏虞莫甚敵邦今日事勢何待贅煩而閔泳翊聞想趨謁亦必詳陳惟望閣下深軫全濟月奏／天陞特緩撤期俾敵邦恃而無恐更切顙祝」とある。

- (30) 「井上角五郎氏」『時事新報』（明治十八年六月二十日付）。

- (31) 高平小五郎報告（明治十八年十二月二十七日付）、「挙動取調」。「三島通庸関係文書」、「韓国亡命者金玉均ノ動静関係雑件」（以下「金玉均動静」、外務省外交史料館蔵）にも同文の写しがある。

- (32) 「京城訛伝一件」『日本外交文書』（日本国際協会、昭和十一年）19、五—三頁以下。及び「金玉均動静」1。

- (33) 栗野外務書記官復命書付属書類「辛号」（明治十八年十二月二十七日付）「金玉均動静」1。

- (34) 例えば金玉均の金策に関する書簡がある。井上角五郎宛金玉均書簡（明治十八年七月八日付）、「井上角五郎関係文書」（東京大学社会科学研究所図書館蔵）。

- (35) 前掲、高平小五郎報告（明治十八年十二月二十七日付）。

- (36) 前掲、「辛号」。ただし、角五郎が献策したのは「策ノ行ハレザルヲ予知シ、朝鮮国ノ為メニ計ル、実ニ深切ナリト表面シ、人望ヲ博スル拙策ニ出タルモノナラン」と述べている。

- (37) これ以後の挙動監視に関する書類をまとめたものが「挙動取調」である。

- (38) 福沢一太郎宛福沢諭吉書簡（明治十八年四月十日付）『書簡集』4、二五九頁。

- (39) 井上外務大臣宛高平代理公使機密信（明治十九年三月三十一日付）「挙動取調」。
- (40) 井上外務大臣宛高平代理公使機密信「井上角五郎密書之事」（明治二十年七月二十五日付）「挙動取調」。
- (41) 「井上角五郎日記」と「福沢諭吉記事」の写本は、外務省に送られると共に、少なくとも吉田清成にも送られ（吉田宛高平書簡、明治二十年七月二十五日付、『吉田清成関係文書』書翰篇2、思文閣出版、平成五年、一二七頁）、八月六日に外務省に到着すると、井上馨外相の指示に基づき、陸奥宗光によって伊藤博文に転送されている（伊藤宛陸奥書簡、明治二十年八月六日付、『伊藤博文関係文書』、塙書房、昭和四十八―五十六年、7巻、二五四頁）。
- (42) 井上外務大臣宛高平代理公使機密信「閔泳翊之事」（明治二十年七月四日付）、「公文雜纂」明治二十年・第三卷・外務省・在外公使館報告（国立公文書館蔵）。
- (43) 「閔泳翊氏復た朝鮮に帰り来らんとす」（雜報記事）『時事新報』（明治二十年五月二十五日付）。
- (44) 前掲、「閔泳翊之事」（明治二十年五月二十五日付）。
- (45) 井上外務大臣宛高平代理公使機密信「閔泳翊来館并大院君内話之事」（明治二十年七月四日付）、同右。
- (46) 陸奥宗光宛井上馨書簡（明治二十年八月九日付）「陸奥宗光関係文書」。
- (47) 井上馨宛陸奥宗光書簡（明治二十年八月九日付）「井上馨関係文書」。
- (48) 井上外務大臣宛高平代理公使機密信（明治二十年八月二日付）、「挙動取調」。
- (49) 三島通庸宛都築馨六書簡（明治二十年九月二十一日付）、「三島通庸関係文書」。
- (50) 井上外務大臣宛藤井桑港領事外交機密信（明治二十年七月十二日付）、「挙動取調」（外務省外交史料館蔵）。
- (51) 「井上角五郎氏」『東京日日新聞』（明治二十一年一月二十八日付）、「時事新報」（明治二十一年一月二十六日付）。
- なお、後の新聞報道や福沢書簡の記述を見ると直前に予定が変更になり、三十日（二十九日と記したものもある）が
出発予定だったようである。
- (52) 山田顕義宛井上馨書簡（明治二十一年二月九日付）『山田伯爵家文書』（平成三十四年）2、一三五頁。

(53) 『福沢諭吉伝』3、三六五―七頁。慶應義塾図書館『福沢先生伝記完成記念展覧会目録』（昭和六年一月）には「予審調書抜書 井上角五郎出品」として「井上氏の予審訊問、福沢先生の証人としての訊問、福沢先生宅の家宅搜索報告、其他の予審に於ける証人調べの記録あり。」と記されており、ここから転載されたものと思われる。この抜書原本は現在確認できない。

(54) 「井上角五郎氏の拘引」『読売新聞』（明治二十一年一月二十八日付）。

(55) 「井上角五郎氏拘引せらる」『郵便報知新聞』（明治二十一年一月二十八日付）。

(56) 「井上角五郎拘引せられたり」『日本』（明治二十一年一月二十八日付）。

(57) 「井上角五郎氏」『時事新報』（明治二十一年一月二十八日付）。

(58) 回想によればこの時、警視総監の顔さえあったというが（『角五郎伝』、一三三頁）、警視総監三島通庸は当時自邸で療養生活を送っており、この回想にも疑問が残る。

(59) 「井上角五郎氏拘引せられたり」『日本』（明治二十一年一月二十八日付）。ほかに『東京日日新聞』（同二月三日付）、『東雲新聞』（同二月一日、三日付）などが、新日本や国事犯との関係を伝えている。

(60) 「井上角五郎氏の嫌疑如何」『朝野新聞』（明治二十一年一月三十一日付）。

(61) 「福山通信 二月廿五日発」『東雲新聞』（明治二十一年二月二十八日付）。

(62) 「井上角五郎氏の予審」『東雲新聞』（明治二十一年二月七日付）。

(63) 『福沢諭吉伝』3、三四一頁は、福沢が甲申事変に深く関与していたことの根拠として、この暗号の存在を挙げている。

(64) 「井上角五郎氏の嫌疑」『時事新報』（明治二十一年二月二十三日付）。

(65) 寺崎修「明治十七年・星亨官吏侮辱事件の一考察」〔『明治自由党の研究』下巻、慶應通信、昭和六十二年〕。新井勝敏・田村紀雄「在米日系新聞の発達史研究（5）自由民権期における桑港湾岸地区の活動」〔『東京経済大学人文自

然科学論集』第六五号、昭和五十八年十二月）。

(66) 『福沢諭吉伝』3、三七二頁。

(67) 元田肇は時事新報社の弁護士事務なども担当しており福沢と懇意であった。元田はこの事件を担当したことについて、後年わずかに次のように記している。「弁護士務に従事中、福沢先生が韓国の事に座し裁判所より喚問せらるることとなり、其法律顧問となり先生の嫌疑を釈明したこともありまして、先生の依頼で、再度慶應大学部の刑法講師となつたこともありませす。」（『政界に出るまで』『中央公論』、昭和十年一月、一〇八頁）。

(68) 「井上角五郎氏」『東京日日新聞』（明治二十一年四月二十七日付）、「井上角五郎氏の公判」『読売新聞』（明治二十一年四月二十八日付）など。角五郎の回想では裁判記録の謄写すら許されなかつたとあるが、これは事実と相違する。

(69) 「井上角五郎氏の被告事件」『時事新報』、「井上角五郎氏の公判」『読売新聞』（共に明治二十一年五月二十六日付）。

(70) 『時事新報』、『読売新聞』、『東京日日新聞』（明治二十一年五月二十七日付）。

(71) 「挙動取調」。

(72) 同右。

(73) 『読売新聞』（明治二十一年五月三十一日付）。

(74) 「井上氏の被告事件」『東京日日新聞』（明治二十一年六月十七日付）。「井上角五郎氏の公判」『東京日日新聞』（明治二十一年六月二十四日付）。

(75) 『時事新報』、『読売新聞』、『東京日日新聞』（明治二十一年八月二日付）に掲載の判決文、及び「三島通庸関係文書」の写本を検討し校訂した。

(76) 「井上氏の控訴」『読売新聞』（明治二十一年八月四日付）。

(77) 「井上角五郎氏の公判」『時事新報』（明治二十一年十月五日付）。「角五郎伝」はこの言渡書を東京控訴院の裁判言渡書として掲載しているが誤りである。また『読売新聞』を典拠としているが、管見の限りでは『読売新聞』に掲載

されていない。

- (78) 「井上角五郎被告事件公判始末書」、「挙動取調」。
- (79) 「井上角五郎氏の控訴談判」『時事新報』（明治二十一年十月二十日付）。
- (80) 『時事新報』（明治二十一年十月二十六日付）。収監については『読売新聞』（明治二十一年十月二十四日付）にも掲載されている。
- (81) 監獄内での花井お梅とのエピソードが残されている。馬屋原成男「法窓艶譚・獄中の花井お梅と井上角五郎」『法窓史譚』（創紀房、昭和四十七年）。
- (82) 「井上角五郎氏」『時事新報』（明治二十二年二月十三日付）。
- (83) 「井上角五郎氏と大久保鉄作氏との喧嘩」『読売新聞』（明治二十二年四月二十六日付）。
- (84) 「井上角氏の方が壮士なり」『読売新聞』（明治二十四年二月十日付）、「馬糞を投げし者」『読売新聞』（明治二十四年三月四日付）など。
- (85) 渡辺行男『守衛長の見た帝国議会』（文芸春秋、平成十三年）、五五頁。